

# 業 務 規 程

大阪堂島商品取引所

## 業務規程／目次

第1章	商品市場及び立会の開閉・停止	1
第2章	取引の対象等、期限、呼値及び単位	
第1節	現物先物取引及び実物取引	4
第2節	指数先物取引	6
第3節	オプション取引	8
第3章	取引の契約の締結及びその制限	
第1節	現物先物取引及び実物取引	9
第2節	指数先物取引	18
第3節	オプション取引	20
第4章	先物取引の売買玉の整理の方法	
第1節	現物先物取引	25
第2節	指数先物取引	26
第3節	オプション取引	27
第4節	取引の決済額の通知	29
第5章	受渡し	
第1節	大豆	30
第2節	小豆	33
第3節	とうもろこし	37
第4節	米穀	41
第5節	(削除)	
第6節	精糖	45
第7節	粗糖	48
第8節	(削除)	
第9節	冷凍えび	52
第10節	受渡しの決済の方法	56
第6章	取引証拠金	57
第7章	違約処理	58
第8章	雑則	63
第9章	停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例	65
附	則	67
別	表 指数値の算出に関する表	73

## 第1章 商品市場及び立会の開閉・停止

(商品市場・上場商品等)

第1条 本所に、農産物、水産物、砂糖及び農産物・飼料指数の先物取引並びに農産物（とうもろこしを除く。）及び砂糖の実物取引を行うための商品市場を置く。

2 本所の商品市場における上場商品及び上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）並びに上場商品指数、取引する商品指数及び上場商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）は、次のとおりとする。

上場商品	上場商品構成物品
農産物	大豆、小豆、とうもろこし及び米穀
水産物	冷凍えび
砂糖	精糖及び粗糖

上場商品指数	取引する商品指数	上場商品指数対象物品
農産物・飼料指数	国際穀物等指数	とうもろこし及び大豆ミール
	コーヒー指数	アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆

3 本所における取引は、次に掲げるとおりとする。

(1) 先物取引

- イ 現物先物取引
- ロ 指数先物取引
- ハ オプション取引

(2) 実物取引

(立会の区分及び立会時等)

第2条 本所の立会時は、午前9時から午後3時までとする。

2 実物取引は、前項の立会時中に行う。

(当月限納会日及び取引最終日)

第3条 現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

(1) 大豆、小豆、精糖

第60条、第74条又は第90条に定める受渡日の前々営業日

(2) とうもろこし

第88条の4第2項に定める受渡期間の最初の日（以下「最初の受渡日」という。）の属する月の前月の最終営業日。ただし、12月の当月限納会日は、最終営業日の前々営業日とする。

- (3) 米穀  
偶数月の20日
  - (4) (削除)
  - (5) 粗糖  
第105条に定める受渡期間の最初の日（以下「最初の受渡日」という。）の属する月の前月の最終営業日
  - (6) (削除)
  - (7) 冷凍えび  
毎月の10日
- 2 指数先物取引における当月限納会日は、当月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。
- 3 オプション取引における立会は、当該オプション取引の対象となる粗糖現物先物取引限月の取引開始日の属する月から起算して6か月目の最終営業日（以下「取引最終日」という。）限りとする。

（休業日）

第4条 本所は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 年末1日間及び年首3日間
- 2 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、臨時休業日を定めることができる。
- 3 休業日においては、立会を行わない。

（立会の臨時停止及び臨時実施等）

第5条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議をもって、立会の開始時刻又は終了時刻を臨時に変更し、立会の全部若しくは一部を臨時に停止し、又は休業日においても立会を臨時に行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、理事長の裁断によりこれを行うことができるものとし、この場合において、理事長は、遅滞なく、その処置について理事会の承認を得なければならない。

2 前項の立会の臨時停止又は臨時実施を理事会が定めたときは、あらかじめその旨を本所に掲示するものとする。

（売買注文の受付）

第5条の2 本所は、第2条に定める立会時において、会員（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第19項に規定する清算参加者（以下「清算参

加者」という。)又は非清算参加者であって他社清算参加者(清算参加者であって株式会社日本商品清算機構(以下「清算機構」という。)の業務方法書に規定する他社清算資格を有する者をいう。)と清算受託契約(清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約をいう。)を締結した者に限る。)が使用する売買注文入力装置(定款第116条第1項に規定する売買注文入力装置をいう。以下同じ。)から入力された売買注文を受け付けるものとし、その受付順序に従って、直ちにその内容を中央処理装置(対当する売買注文の間に取引を成立させる装置をいう。以下同じ。)に登録するものとする。

(直接接続方式による売買注文等)

- 第5条の3 受託会員は、直接接続者(本所と直接接続細則に定める直接接続契約を締結した受託会員から、売買注文の入力及び当該取引に付随する行為(以下「売買注文の入力等」という。)を行うことにつき委任を受けた委託者又は取次委託者(商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けている者であって、取引の委託の取次ぎを受ける者(以下「取次者」という。)に取引の委託の取次ぎを委託する者をいう。)をいう。以下同じ。)に直接接続方式(直接接続者が自己の取引端末装置を直接に本所の中央処理装置に接続して売買注文の入力等を行うことをいう。以下同じ。)を提供しようとするときは、本所と直接接続細則に定める直接接続契約を締結しなければならない。
- 2 受託会員は、その提供する直接接続方式により売買注文の入力等を行う直接接続者について、直接接続細則に定めるところにより、本所に登録を申し出て、その承認を受けなければならない。この場合において、当該直接接続者が取次委託者であるときは、受託会員は当該直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者との連署により本所に登録を申し出るものとする。
  - 3 直接接続方式を提供する受託会員及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続細則に定めるところにより、直接接続方式により売買注文の入力等を行う直接接続者の体制等及び取引を適切に管理しなければならない。
  - 4 直接接続方式を提供する受託会員及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続方式による取引に関し直接接続者の行った行為等について、責任を負わなければならない。
  - 5 本所と受託会員が締結する直接接続契約に基づき、売買注文の入力等を行うことにつき当該受託会員の委任を受けた直接接続者が、そのために設置及び運用する取引端末装置は、前条に規定する売買注文入力装置とみなす。
  - 6 この業務規程に定めるもののほか、直接接続方式の取引に関し必要な事項は、直接接続細則をもって定める。

## 第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位

### 第1節 現物先物取引及び実物取引

(取引の対象)

第6条 現物先物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品とする。ただし、大豆における分別大豆（第8条第2項第1号イの分別大豆をいう。）、冷凍えび及び精糖については、当分の間、立会を行わないものとする。

2 実物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品（とうもろこし及び冷凍えびを除く。）とする。

(取引の期限)

第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

#### (1) 農産物市場

イ 大豆にあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫（新たに生まれる限月をいう。）発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるものとする。

ロ 小豆にあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。

ハ とうもろこしにあつては、毎奇数月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した14か月以内の各偶数限月によるものとする。

ニ 米穀にあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるものとする。

ホ （削除）

#### (2) 砂糖市場

イ 精糖にあつては、毎月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。

ロ 粗糖にあつては、毎偶数月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した14か月以内の各奇数限月によるものとする。

#### (3) （削除）

#### (4) 水産物市場

冷凍えびにあつては、毎月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。

2 実物取引の期限は、売買約定の日から起算して5日以内において当事者の約定する日とし、特に約定のないときは、売方の勝手渡しとする。ただし、当事者間の特約により、売買約定の日から起算して、10日以内において当事者間の約定する日とすることを妨げ

ない。

(現物先物取引の標準品等)

第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、格付による受渡供用品及び格付表(米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。)その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。

2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。

(1) 大豆(サイロ保管のものに限る。以下同じ。)

イ 分別大豆(以下「NON-GMO大豆」という。)

アメリカ合衆国産黄大豆のうち、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)により分別生産流通管理が行われたことが確認された非遺伝子組換え(以下、単に「非遺伝子組換え」という。)大豆につき、本所が定めるもの

ロ 米国産大豆

アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.2として輸出され、水分が14%以下のもの

(2) 小豆

北海道十勝産 農産物検査法に基づく検査規格一般小豆(普通小豆)2等合格品

(3) とうもろこし

アメリカ合衆国産黄とうもろこしであって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.3、水分15%以下のものとして輸出されたもの(本船等から艙内渡しされる未通関のものに限る。以下同じ。)

(4) 米穀

イ 東京コメ(栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。)

ロ 新潟コシ(新潟県産コシヒカリをいう。)

ハ 秋田こまち(秋田県産あきたこまちをいう。)

なお、イからハまでのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。

(5) (削除)

(6) 精糖

国内で精製されたものにつき、本所が定めるもの

(7) 粗糖

外国産甘蔗分蜜粗糖(本船から艙内渡しされる未通関のものに限る。以下同じ。)に

つき、本所が定めるもの

(8) (削除)

(9) 冷凍えび

生鮮、殻付きかつ無頭のブラックタイガーえびで、同一パッカーにより冷凍ブロック化された同一ブランドの1ポンド当たり16/20サイズのインド産のものであって、本所の基準を満たしたものにつき、本所が定めるもの

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。

種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位
(1) 大 豆			
イ NON-GMO大豆	1,000 粍	10円	1 枚 (10,000 粍)
ロ 米国産大豆	1,000 粍	10円	取引単位 1 枚 (10,000 粍) 受渡単位 10枚 (100,000 粍)
(2) 小 豆	1 袋(正味30 粍)	10円	1 枚 (1,200 粍)
(3) とうもろこし	1,000 粍	10円	取引単位 1 枚 (50,000 粍) 受渡単位 2 枚 (100,000 粍)
(4) 米 穀			
イ 東京コメ	1 俵 (60 粍)	10円	1 枚 (12,000 粍)
ロ 新潟コシ	1 俵 (60 粍)	10円	1 枚 (1,500 粍)
ハ 秋田こまち	1 俵 (60 粍)	10円	1 枚 (12,240 粍)
(5) (削除)			
(6) 精 糖	1 粍	10銭	1 枚 (9,000 粍)
(7) 粗 糖	1,000 粍	10円	取引単位 1 枚 (10,000 粍) 受渡単位 10枚 (100,000 粍)
(8) (削除)			
(9) 冷凍えび	正味1.8 粍	1 円	取引単位 1 枚 108 粍(6 ブロック入り10ケース) 受渡単位 5 枚 540 粍(6 ブロック入り50ケース)

## 第2節 指数先物取引

(取引の対象)

第10条 指数先物取引の対象は、次のとおりとする。ただし、国際穀物等指数及びコーヒー指数ともに、当分の間、立会を行わないものとする。

(1) 国際穀物等指数については、次条に掲げる対象物品の各原市場の期近限月の価格(以

下「原市場価格」という。)を株式会社三菱UFJ銀行が当該日の最初に発表する対顧客直物電信相場の売相場(TTS)及び買相場(TTB)の中間値によって邦貨換算(シカゴ商品取引所の相場のみ)した数値について、次項に定める基準年1年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を小数点第1位(小数点第2位を四捨五入する。)まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。

(2) コーヒー指数については、原市場価格の数値について、次項に定める基準年1年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を整数位(小数点第1位を四捨五入する。)まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。

(3) 前二号において本所が毎営業日に公表する数値を指数値という。

2 指数先物取引の基準年は、次のとおりとする。

(1) 国際穀物等指数については、1993年とし、同年1年間の各原市場価格を100とする。

(2) コーヒー指数については、2000年4月～2001年3月とし、1年間の各原市場価格を1,000とする。

3 本所は、理事会の決議を経て前項の基準年を変更することができる。

4 第1項の指数値の算出は、別表に定める「指数値の算出に関する表」に基づき行うものとする。

(指数値算出に係る構成銘柄)

第11条 指数値算出に係る構成銘柄は、次のとおりとする。

(1) 国際穀物等指数

対象物品	対象限月	原市場
とうもろこし	期近限月	東京商品取引所
とうもろこし	期近限月	大阪堂島商品取引所
とうもろこし	期近限月	シカゴ商品取引所
大豆ミール	期近限月	シカゴ商品取引所

(2) コーヒー指数

対象物品	対象限月	原市場
アラビカコーヒー生豆	期近限月	東京穀物商品取引所
ロブスタコーヒー生豆	期近限月	東京穀物商品取引所

2 構成銘柄を構成する対象物品について、次の事項に該当した場合は、理事会の決議を経て構成銘柄から除外するものとする。

(1) 取引が行われている原市場が廃止されたとき。

(2) 原市場における価格形成が継続して発表されなくなったとき。

(3) 原市場価格が本所において入手困難を伴う等、指数値の公表に支障があるとき。

- 3 前項の場合において、理事長は、当該対象物品を構成銘柄から除外したことを、その日に本所に掲示するとともに公表するものとする。
- 4 前二項の場合において、理事長は、直近の総会に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(指数値の公表)

第12条 本所は、指数値を毎営業日の午後4時30分に公表する。

(取引の期限)

第13条 農産物・飼料指数市場における指数先物取引の期限は、毎奇数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各奇数月によるものとする。

(呼値の単位及び取引単位)

第14条 指数先物取引の呼値の単位及び取引単位は、次のとおりとする。

種 類	呼値の単位	取引単位
(1) 国際穀物等指数	0.1ポイント	1枚 (約定数値×10,000円)
(2) コーヒー指数	1ポイント	1枚 (約定数値×500円)

(指数値算出等に係る細則)

第15条 本節に定めるもののほか、指数値算出等に関し必要な事項は、指数値算出等に係る細則に定めるところによるものとする。

### 第3節 オプション取引

(取引の対象)

第16条 オプション取引の対象は、権利取得者(当該オプションを付与された者をいう。)の意思表示(以下「権利行使」という。)により当事者間において、当該意思表示を行う場合の約定値段としてあらかじめ設定した価格(以下「権利行使価格」という。)と当該意思表示を行った日におけるオプション取引の対象となる現物先物取引の当該取引限月の約定値段の平均価格(理事会が定めるところにより、成立した各約定値段の合計額を成立した約定値段の個数で除して得た額をいう。以下「現物先物平均価格」という。)との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 現物先物平均価格が権利行使価格を下回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション

ョン（以下「プットオプション」という。）

(2) 現物先物平均価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション（以下「コールオプション」という。）

2 前項に規定するオプションの権利行使価格は、プットオプション及びコールオプションごと、取引限月ごとにあらかじめ理事会が定めるところにより本所が設定する価格とする。

（取引の期限）

第17条 オプション取引の期限は、毎偶数月の粗糖現物先物取引の新甫発会日の翌営業日を新甫発会日とし、当該月から起算した10か月以上14か月以内の各奇数限月によるものとする。

（呼値、呼値の単位、取引単位及び権利行使単位）

第18条 オプション取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び権利行使単位は、次のとおりとする。

種類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び権利行使単位
粗 糖	1,000 <small>髷</small>	10円	1 枚 (50,000 <small>髷</small> )

### 第3章 取引の契約の締結及びその制限

#### 第1節 現物先物取引及び実物取引

（取引の締結方法）

第19条 取引の締結の方法は、本所が設置する電子計算機等を利用した取引システムによる売買（以下「システム売買」という。）を原則とし、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 現物先物取引は、複数約定値段方式による個別競争取引（以下この条において「ザラバ取引」という。）によるものとし、会員はシステム売買実施細則に定める事項を売買注文入力装置に入力し取引を行わなければならない。

(2) 実物取引は、相対売買の方法によるものとする。

2 ザラバ取引は、第8条第2項各号に掲げる標準品及び限月ごとに、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い値段の売注文と最も高い値段の買注文とが合致するとき、その値段を約定値段とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。

3 前項に規定する売買注文の順位は、次の各号によるものとする。

- (1) 低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。
- (2) 同一値段の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。
- 4 売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情により取引の代理を他の会員に依頼しようとする会員は、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。
- 5 本所は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った会員から、代理した取引につき、取引の代理を依頼した会員に付け替える旨の申出があった場合においては、当該会員の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定により、付替の申出を行った会員の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の会員の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。
- 7 相対売買は、売呼値と買呼値とが個々の値段でその個々の数量を合致させることができるときは、その値段を約定値段とし、その合致する売呼値のものを売付けとし、その買呼値のものを買付けとして、これを成立させる。
- 8 実物取引は、取引当事者の協議によって上場商品の銘柄、等級、数量、受渡しの期日及び場所その他必要な事項を定め、契約成立後、本所に速やかに申し出るものとする。

#### (売買注文の状況の配信)

第19条の2 本所は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を会員に配信し、周知するものとする。

#### (取引の確認)

- 第19条の3 本所は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を会員に通知するものとする。
- 2 会員は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
  - 3 個別競争取引に加わった他の会員が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた会員は、遅滞なく、その旨を本所に届け出て、当該他の会員に賠償を要求することができる。

#### (委託区分訂正)

第19条の4 会員は、第19条第2項及び第5項並びに第19条の6の規定に基づき成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託

区分の訂正を本所に対し行うことができる。

(システム売買実施細則)

第19条の5 この業務規程に定めるもののほか、システム売買に関し必要な事項は、システム売買実施細則において定める。

(ギブアップ)

第19条の6 ギブアップとは、第19条の規定により売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた会員（以下第19条の9までにおいて「付替元会員」という。）の売買約定の全部又は一部について、他の会員（以下第19条の9までにおいて「付替先会員」という。）の売買約定が成立したものとして付け替えること（第19条第5項の規定による場合を除く。）をいう。

2 前項において、付替元会員の名において成立した売買約定は、第19条の8に規定するテイクアップ申出を受けたことを条件として消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先会員の名において成立した売買約定として、あらたに発生するものとする。

3 第1項に規定するギブアップを行おうとする会員は、ギブアップ制度実施細則に定める要件を満たした上で、付替元会員と付替先会員との間でギブアップ契約を締結するものとし、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

(ギブアップ申出)

第19条の7 付替元会員は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買約定の内容及び付替先会員を指定し、本所に申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに行うものとする。

2 本所は、ギブアップ申出を受けた場合には、その内容を付替元会員が指定した付替先会員に通知するものとする。

(テイクアップ申出)

第19条の8 付替先会員は、前条第2項に基づく通知を受けた売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）を当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに本所に行うものとする。

2 本所は、テイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元会員に通知するものとする。

3 本所は、付替先会員から第1項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場

合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

(ギブアップの取消し)

第19条の9 付替元会員及び付替先会員は、本所が認めた場合には、ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）の取消しの申出を行うことができる。

2 本所は、ギブアップ申出等の取消しの申出を受けた場合には、その旨を付替元会員及び付替先会員に通知するものとする。

(ギブアップ制度実施細則)

第19条の10 この業務規程に定めるもののほか、ギブアップに関し必要な事項は、ギブアップ制度実施細則において定める。

(違約処理の場合の特例)

第20条 本所は、第175条第1項又は第2項第2号に定めるところにより違約玉の処理を行った場合、当該会員の申出に基づき当該売付けの数量又は買付けの数量について本所が指定する日において売買約定が成立したものとみなす。

2 前項の規定は、第176条第1項及び第2項第2号から第4号までの場合について準用する。この場合において、「本所が指定する日において」とあるのは「本所が指定した値段をもって」と読み替えるものとする。

(EFP取引による売買)

第20条の2 会員は、本所の指定する現物先物取引において、現物取引の売買契約を締結した者が、現物取引の売契約者の本所における買付注文と、現物取引の買契約者の本所における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「EFP取引」という。以下同じ。）について本所に申し出て、その承認を受けたものについては、当該売買約定を成立させることができる。

2 EFP取引の申出方法及び承認等は、EFP取引実施要領において定める。

(EFP取引の申出対象限月等)

第20条の3 EFP取引の申出を行うことができる限月は、第7条第1項に定める限月とする。ただし、当月限においては、当月限納会日から起算して4営業日前に当たる日以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前営業日以降の転売又は買戻しにより売買約定を決了させる取引の申出を除く。

(EFP取引の価格の制限)

第20条の4 申出価格については、当該申出日における申出限月に係る第22条に定める制限値段の範囲内において、当事者間で合意した価格とする。

(EFP取引の停止)

第20条の5 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EFP取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) EFP取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案し、EFP取引を継続して行わせることが適当でないとする場合
- (2) 第5条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) (削除)
- (4) 前各号に定めるもののほか本所が必要と認める場合

(EFP取引実施要領)

第20条の6 本節に定めるものの他、EFP取引に関して必要な事項についてはEFP取引実施要領で定めるものとする。

(ストップロス取引による売買)

第20条の7 ストップロス取引とは、委託者との間で損失限定取引（商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失（委託手数料を除く。）の額が、委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。）の額を上回るおそれのないものをいう。）に関する契約（以下「損失限定取引契約」という。）を締結した受託会員が、損失限定取引契約の定めるところにより、当該受託会員の自己の計算による注文と、当該委託者の転売又は買戻しの注文を、同一限月、同一値段及び同一数量で本所に申し出ることにより、売買約定を成立させる取引をいう。

2 前項に規定する損失限定取引契約は、委託者証拠金等、ロスカット水準の値段（ロスカット注文（委託者とその計算において行った取引を決済した場合に委託者に生ずることとなる損失の額又はその委託者証拠金等に対する割合（以下「計算上の損失の額又は割合」という。）が、当該委託者との間であらかじめ約した計算上の損失の額又は割合に達した場合に行う転売又は買戻しの注文をいう。以下同じ。）を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）及びロスカット限度水準の値段（ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）その他の事項が、ストップロス取引実施細則に定めるものを満たさなければならない。

- 3 本所は、ストップロス取引実施細則において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段について、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。
- 4 ストップロス取引の申出等は、次のとおり行うものとする。
  - (1) 申出を行う受託会員は、ストップロス取引実施細則に定める書類を本所に提出しなければならない。
  - (2) ストップロス取引は、損失限定取引契約に定めるところにより、ロスカット注文が失効した時点をもって成立するものとし、前号の申出を行った受託会員は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
  - (3) 本所は、成立した申出について、遅滞なく当該申出の対象となった受託会員に対し通知するものとする。
- 5 前項第3号を除く前各項の規定については、取次者及び当該取次者に取引の委託の取次を委託した者との間において準用する。

(ストップロス取引による売買の期間等)

第20条の8 ストップロス取引による売買の期間は、各限月の新甫発会日から第22条第3項で定める値幅制限が解除される日の前営業日までとする。

- 2 受託会員は前項で規定する期間の最終営業日において残存する当該取引に係る建玉について、特に委託者から指示のない場合は、同日の当該限月の帳入値段をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。

#### 第20条の9 (削除)

(ストップロス取引実施細則)

第20条の10 本節に定めるほか、ストップロス取引に関して必要な事項については、ストップロス取引実施細則で定めるものとする。

(特別売買)

第21条 受託会員は、本所の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定値段において、同一限月かつ同一数量につき、本所の指定したところにより立会中又は立会終了後に本所に申し出て、その承認を受けたときは、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。

- (1) 売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託による売買注文を、委託による売買注文同士又は委託による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者から売買注文を受けた直後の値段により売買約定を成立させるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、本所が特に必要と認めたとき。

- 2 会員は、当月限納会日の立会終了時において、当月限の建玉が、受渡単位を取引単位で除した値の整数倍にならなかったときは、本所に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。
- 3 前項において、当該会員のみで売買約定が成立しない場合であって、本所が認めるときは、当該会員及び他の会員は、本所に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。
- 4 前三項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(当月限納会日における売買約定成立の特例)

第21条の2 会員は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の立会終了後において、他の会員と約定値段について合意したときは、本所に申し出て、本所がその承認をしたものについては、本所は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。この場合において、会員は当該申出を当月限納会日の午後4時までに行わなければならない。

(立会外取引)

第21条の3 立会外取引とは、現物先物取引において、同一価格により、同一限月かつ同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。

- 2 立会外取引の申出は、立会外取引実施細則の定めるところにより行うものとする。
- 3 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 4 第一項の売買約定は、本所が前項の申出を承認したときに成立するものとし、この場合において、本所は、当該売買約定が成立した旨を遅滞なく当該申出を行った会員に通知する。

(立会外取引の停止)

第21条の4 本所は、次の各号の一に該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないとする場合
- (2) 第5条の規定により臨時に立会を停止した場合

- (3) 前二号のほか、本所が必要と認める場合

(値幅の制限)

第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあつては前営業日における第41条に規定する帳入値段、実物取引にあつては前営業日における最終約定値段を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大豆、小豆及び精糖にあつては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、粗糖及び冷凍えびにあつては当月限納会日の属する月の1日以降、米穀にあつては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定における制限値段は、前営業日における第41条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。
- 4 現物先物取引の新甫に係る発会日当日の制限値段は、直前営業日における直前限月の帳入値段を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。
- 5 本所は、第2項及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところにより制限値段算定の基準となる値段を定めることができる。

(会員の建玉数量等の制限)

第23条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより、全部又は一部の限月につき、会員に対し次の各号に掲げる制限を設けることができる。

- (1) 売買注文数量その他の売買注文の制限
  - (2) 取引数量その他の取引の制限
  - (3) 売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限
  - (4) 次項第1号に規定する委託者から取引の委託を受けることの制限（当該会員が受託会員である場合に限る。）
- 2 本所は、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより、全部又は一部の限月につき、次の各号に掲げる者（以下「委託者等」という。）に対し、前項第1号から第3号までに掲げる制限を設けることができる。
- (1) 委託者
  - (2) 取次委託者
  - (3) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の依頼をする者
- 3 本所は、理事会の決議を経て、第1項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を行った会員に対し、当該会員の該当する建玉の処分を行わせ、

又は前項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を受託した受託会員に対し、当該取引の委託者等の該当する建玉の処分を行わせることができる。

- 4 本所は、取次者又は取次委託者の建玉が第2項に定める建玉限度を超えることとなった場合は、受託会員にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。
- 5 会員及び委託者等は、前二項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。

#### (会員の取引の制限等)

第24条 本所は、法第116条各号に規定する取引等公正な価格形成又は取引の決済を妨げ、若しくは妨げるおそれがあると認めるときは、理事会の決議を経て、当該取引を行った会員に対し、取引を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせ、又は当該取引を受託した受託会員に対し、当該取引の委託者からの取引の受託を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせることができる。

- 2 本所は、不公正な取引が行われている疑いがあると認めるときは、会員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めるものとし、特に必要と認めるときは、委託者等に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 本所は、前項の規定に基づき説明を求め、又は資料の提出を求めた場合において、委託者等がこれを拒んだときは、理事会の決議を経て、当該受託会員に対し、当該委託者からの新規取引の受託を制限し、又は当該委託者に係る建玉の処分を行わせることができる。
- 4 本所は、取次者から別に定めるところにより建玉報告を徴収することとなった場合において、当該取次者が、報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者から受託している受託会員に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。
- 5 会員及び委託者等は、第1項、第3項又は前項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。
- 6 理事長は、事態が急迫し、理事会を招集することが困難であるときは、理事会の決議を経ることなく、第1項又は第3項の規定による処置をとることができる。この場合において、理事長は遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

#### (売買建玉の解け合い)

第25条 経済事情の激変、天災地変又は政府若しくは本所の指示する値段及び数値の制限により本所における取引の決済を行うことができないと認められるときは、本所は、理事会の定める条件によって売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

- 2 前項の場合のほか、やむを得ない事情により本所における取引の決済を行うことがで

きないと認められるときは、本所は、総会の決議を経て売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

- 3 会員及び委託者等は、前二項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。

## 第2節 指数先物取引

(取引の締結方法)

第26条 指数先物取引は、システム売買を原則とし、複数約定数値方式による個別競争取引（以下この条において「ザラバ取引」という。）によるものとし、会員はシステム売買実施細則に定める事項を売買注文入力装置に入力し取引を行わなければならない。

- 2 ザラバ取引は、取引する商品指数及び限月ごと売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い数値の売注文と最も高い数値の買注文とが合致したときは、その数値を約定数値とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。

- 3 前項に規定する売買注文の順位は、次の各号によるものとする。

- (1) 低い数値の売注文は、高い数値の売注文に優先し、高い数値の買注文は、低い数値の買注文に優先する。

- (2) 同一数値の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。

- 4 売買注文入力装置の故障等やむをえない事情により取引の代理を他の会員に依頼しようとする会員は、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

- 5 本所は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った会員から、代理した取引につき、取引の代理を依頼した会員に付け替える旨の申出があった場合においては、当該会員の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 6 前項の規定により、付替の申出を行った会員の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の会員の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。

(売買注文の状況の配信)

第26条の2 本所は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を会員に配信し、周知するものとする。

(取引の確認)

第26条の3 本所は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を会員に通知するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

3 個別競争取引に加わった他の会員が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた会員は、遅滞なく、その旨を本所に届け出て、当該他の会員に賠償を要求することができる。

(委託区分訂正)

第26条の4 会員は、第26条第2項及び第5項の規定に基づき成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を本所に対し行うことができる。

(システム売買実施細則)

第26条の5 この業務規程に規定するもののほか、システム売買に関し必要な事項は、システム売買実施細則において定める。

(当月限建玉の決済方法)

第27条 指数先物取引の当月限建玉の決済方法は、当月限納会日の前営業日に残存する建玉について同日に本所が公表する指数値（最終決済数値という。）をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。

(違約処理の場合の特例)

第28条 本所は、第176条第1項又は第2項第2号から第4号までに定めるところにより違約玉の処理を行った場合、当該会員の申出に基づき当該売付けの数量又は買付けの数量について本所が指定した約定数値をもって売買約定が成立したものとみなす。

(特別売買)

第29条 受託会員は、本所の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定数値において、同一限月かつ同一数量につき、立会中又は立会終了後に本所に申し出て、その承認を受けたときは、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。

- (1) 売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託による売買注文を、委託による売買注文同士又は委託による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者から売買注文を受けた直後の数値により売買約定を成立させるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、本所が特に必要と認めたとき。

- 2 前項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(数値幅の制限)

第30条 売買約定は、制限数値の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の規定による制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同数値の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限指数値を加減した数値とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当月限納会日の属する月の前月の20日以降の当月限の売買約定における制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同値段の100分の30の範囲内においてに理事会が別に定めた制限指数値を加減した数値とする。
- 4 新甫に係る発会日当日の制限数値は、直前営業日における直前限月の帳入数値を基準として第2項の規定に準じてこれを定める。
- 5 本所は、第2項及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところにより制限数値算定の基準となる数値を定めることができる。

(準用)

第31条 第23条及び第24条の規定は、指数先物取引について準用する。この場合において、第24条第1項中「価格」とあるのは「数値」と読み替えるものとする。

### 第3節 オプション取引

(オプション取引の締結方法)

- 第32条 オプション取引は、次条及び第34条に定める方法により、オプション銘柄（限月及び権利行使価格を同一とするプットオプション及びコールオプションをいう。以下同じ。）ごとに各オプション銘柄同時にシステム売買方式により締結するものとする。ただし、電子計算機等の故障によりシステム売買方式による取引の締結ができなくなったときは、理事会の定める方法により取引の締結を行うことができるものとする。
- 2 前項の場合において、売買注文入力装置を当該会員の事務所に設置して取引をする会員が、売買注文入力装置等の故障により入力による売注文又は買注文ができなくなったときは、本所が指示するところにより大阪堂島商取代行株式会社が当該会員に代って入力することができるものとし、大阪堂島商取代行株式会社が入力した売注文又は買注文は、当該会員がしたものとみなす。

(個別競争取引における注文値段の順位等)

第33条 オプション取引は、オプション銘柄ごとの個別競争取引によるものとする。

- 2 オプション取引の個別競争取引における注文値段（オプション取引の売注文又は買注文の値段の限度の意思表示をいう。以下同じ。）の順位は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 低い値段の売注文値段は、高い値段の売注文値段に優先し、高い値段の買注文値段は、低い値段の買注文値段に優先する。
  - (2) 同一値段の注文値段については、注文値段が行われた時刻の先後により、先に行われた注文値段は、後に行われた注文値段に優先する。
  - (3) 成行注文値段は、それ以外の注文値段に値段的に優先し、成行注文値段の順位は、成行注文値段が行われた時刻の先後により、先に行われた成行注文値段は、後に行われた成行注文値段に優先する。
- 3 前場オープニングセッションにおいては、当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第3項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。
- 4 リオープニングセッションにおいては、当該セッション以前に入力されていた未成立の売注文又は買注文は、入力がなかったものとみなし、当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第3項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。
- 5 後場オープニングセッション及びクロージングセッションにおいては、当該セッション以前に入力され引き続き有効である未成立の売注文又は買注文及び当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第3項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。

（個別競争取引）

第34条 オプション取引における個別競争取引においては、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションを除き、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い売注文値段と最も高い買注文値段とが合致するとき、その値段を約定値段として、対当する注文値段の間に取引を成立させるものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、適正な価格を形成し、価格の連続性を維持するため、次条第1項のオプション取引制限値段の範囲内において、理事会が定めるところにより、約定値段決定の目安となる基準値を設け、その基準値を中心として、理事会が定めるところにより、約定可能値段幅を設定するものとし、売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅内にある場合については、先に行われた注文値段を約定値段として対当する注文値段の間に取引を成立させ、約定可能値段幅を上回り又は下回る注文値段につ

いては、次に掲げるところによるものとする。ただし、理事会が必要と認めるときは、理事会が定めるところによるものとする。

(1) 売注文値段及び買注文値段のいずれか一方の注文値段が約定可能値段幅内になく、他方の注文値段が約定可能値段幅内にある場合については、次に掲げる値段を約定値段として、対当する注文値段の間取引を成立させる。

イ 先に行われた注文値段が約定可能値段幅内がない場合については、当該注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段

ロ 先に行われた注文値段が約定可能値段幅内にある場合については、当該注文値段

(2) 買注文値段が約定可能値段幅の上限を超え、売注文値段が約定可能値段幅の下限に満たない場合については、当該注文値段のうち先に行われた注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段を約定値段として、対当する注文値段の間取引を成立させる。

(3) 売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超え、又は下限に満たない場合については、当該注文値段のうち基準値に近い注文値段を理事会の定める一定の時間及び方法により表示することとし、次に掲げる値段を約定値段として、イ及びロの場合にあっては当該一定の時間経過後に、ハの場合にあっては、新たな注文値段が行われた時に、対当する注文値段の間取引を成立させる。

イ 当該一定の時間内に他の注文値段が行われなかったとき、又は当該表示時の注文値段に優先する注文値段が行われたときは、当該表示時の注文値段のうち基準値に近い注文値段

ロ 当該一定の時間内に新たに行われた注文値段が約定可能値段幅内になく、かつ、次に掲げるときは、当該新たに行われた注文値段

i 当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超えている場合において、当該新たに行われた注文値段が当該表示時の売注文値段より低く、かつ、約定可能値段幅の上限を超える売注文値段であるとき。

ii 当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の下限に満たない場合において、当該新たに行われた注文値段が当該表示時の買注文値段より高く、かつ、約定可能値段幅の下限に満たない買注文値段であるとき。

ハ 当該一定の時間内に新たに行われた注文値段が次に掲げるときは、当該表示時の注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段

i 当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅内にあるとき。

ii 当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超えている場合において、当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅の下限に満たない売注文値段であるとき。

iii 当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の下限に満たない場合において、当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅の上限を超え

ている買注文値段であるとき。

- 3 本所は、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいては、次の各号に定める売注文の合計数量と買注文の合計数量において、最も多く取引が成立する値段を約定値段とし、前条第2項に定める注文値段の順位に従って取引を成立させるものとする。
  - (1) 成行注文の全部の数量
  - (2) 当該値段に満たない売注文値段による売注文及び当該値段を超える買注文値段による買注文の全部の数量
  - (3) 当該値段を売注文値段とする売注文若しくは当該値段を買注文値段とする買注文の全部の数量又は当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか少ない方の全部の数量
- 4 前項の場合において、最も多く取引が成立する値段が2以上あるときの約定値段は、これらの値段のうち直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、直前の約定値段がない場合については、本所の裁定する値段とする。
- 5 本所は、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいて、オプション取引制限値段に達しなお成行注文の全部の数量の取引が成立しなかったときは、当該値段で対当する数量につき成行注文に係る取引を成立させるものとし、この場合において、取引を成立させる成行注文の決定は、割当て・抽せんによって行う。
- 6 前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいて、第3項第3号の規定により当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか少ない方の全部の数量の取引を成立させるときは、当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか多い方に係る注文のうち取引を成立させる注文の決定は、割当て・抽せんによって行う。
- 7 前場オープニングセッション、後場オープニングセッション及びリオープニングセッションにおいては、取引が未成立の注文（一部の注文の取引が成立したが残りの注文の取引が成立しなかった場合の残りの注文を含む。）については、前条第2項の規定にかかわらず、同一値段の売注文値段又は買注文値段ごとに、それぞれ当該値段における順位を抽せんにより決定し、その後継続して行われる前場及び後場ザラバセッションにおいて当該順位に従って他の注文に先立って行われたものとみなす。

(値幅の制限)

第35条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の規定による制限値段は、銘柄ごとに前営業日における第53条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段に第22条第2項に規定する制限値段額を加減した値段とする。
- 3 オプション取引の取引開始日における新甫限月に係る制限値段は、同限月の銘柄ごと

に理事会が定める値段を基準値段とし、前項に準じ算出した値段とする。

- 4 本所は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところによりオプション取引制限値段の算定の基準となる値段を定めることができる。
- 5 前三項の規定にかかわらず、法第118条第2号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、相場の変動を制限する措置を講ずることを命じたときは、理事長が制限値段算定の基準となる値段及び制限値段額を定めるものとする。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。

(立会によらない売付け又は買付け)

第36条 オプション取引においては、立会によらない売付け又は買付けを行うことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、本所の定めるところにより、本所の承認を受け、オプション銘柄別に同数の売付け及び買付けを立会によらず行うことができる。
  - (1) 売買注文入力装置等の故障により注文入力ができなくなったときで、第32条第2項の規定が適用できないとき。
  - (2) 第38条において準用する第25条の規定により解け合いを行うとき。
  - (3) 第176条第1項の規定により違約玉を処理するとき。

(委託注文の優先等)

第37条 受託会員は、前場ザラバセッション及び後場ザラバセッションにおいては、顧客の売注文又は買注文を受けた場合において、その委託に基づく売付け又は買付けを行うに先立ち、自己が直接又は間接に利害関係を有する計算をもって、当該注文が売注文値段による注文である場合には、当該売注文値段以上の値段による売付けを、当該注文が買注文値段による注文である場合には、当該買注文値段以下の値段による買付けを、当該注文が成行注文値段による注文である場合には、売付け又は買付けを、それぞれ行い又は行わせてはならない。

- 2 受託会員は、顧客の委託に基づく売付け又は買付けと自己の計算をもってする売付け又は買付けが同一条件であるときは、委託に基づく売付け又は買付けを優先させるものとする。

(準 用)

第38条 第23条から第25条までの規定は、オプション取引について準用する。この場合において、第23条第1項中「全部又は一部の限月」とあるのは「全部又は一部のオプション銘柄」と読み替えるものとする。

## 第4章 先物取引の売買玉の整理の方法

### 第1節 現物先物取引

(現物先物取引の売買玉の整理の方法)

第39条 現物先物取引の売買玉の整理の方法は、次条から第43条までに定めるところにより、取引をする商品の種類及び限月ごとにこれを行う。

(計算区域)

第40条 現物先物取引に関する諸計算整理のため、1営業日を1計算区域とする。

(帳入値段及び約定差金等)

第41条 毎計算区域の帳入値段は、本所が次の各号に掲げる値段を清算機構に通知し、清算機構が定める値段とする。

- (1) 1計算区域のうち、帳入値段決定細則に定める時間帯（以下「算出基準時間帯」という。）において、個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段をその計算区域の帳入値段とする。
  - (2) 前号において、算出基準時間帯に約定値段がない限月については、同一計算区域において約定値段がある場合は算出基準時間帯に最も近い約定値段を、同一計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段をその限月の帳入値段とする。
  - (3) 直前計算区域の帳入値段が存在しない場合又は前二号の規定に基づく値段が市場の状況等に照らして適当でないと本所が認めた場合については、帳入値段決定細則に基づき本所が定めた値段を帳入値段とする。
- 2 本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより帳入値段を設定することができる。
- 3 毎計算区域の帳入値段とその計算区域内における各約定値段とその差金を約定差金という。

(帳入差金)

第42条 既存の建玉は、帳入値段を更新するごとに新しい帳入値段に引き直すものとし、両帳入値段の差金を帳入差金という。

(売買玉明細の届出)

第43条 会員は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、精糖の取引についての届出並びにシステム売買方式の稼働に支障が生じ

た場合の届出は、売買玉明細書によるものとする。

- 2 本所は、前項の規定により新規玉として届け出された売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉とし、仕切玉として届け出された売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。
- 3 受託会員は、第1項の売買玉明細を届け出るときは、委託者（会員及びその他の者を区分）の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。

（総取引高等の公表）

第44条 本所は、毎営業日の上場商品の種類別及び限月別の総取引高及び取引の成立した対価の額を、その日に会員に通知し、公表するものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場商品の種類別及び限月別の最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額を表示する相場表を、その日に会員に通知し、公表するものとする。

## 第2節 指数先物取引

（指数先物取引の売買玉の整理の方法）

第45条 指数先物取引の売買玉の整理の方法は、次条から第49条までに定めるところにより、取引する商品指数の限月ごとにこれを行う。

（計算区域）

第46条 指数先物取引に関する諸計算整理のため、1営業日を1計算区域とする。

（帳入数値及び約定差金等）

第47条 毎計算区域の帳入数値は、本所が次の各号に掲げる数値を清算機構に通知し、清算機構が定める数値とする。

- (1) 1計算区域のうち、算出基準時間帯において、個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値をその計算区域の帳入数値とする。
  - (2) 前号において、算出基準時間帯に約定数値がない限月については、同一計算区域において約定数値がある場合は算出基準時間帯に最も近い約定値段を、同一計算区域において約定数値がない場合は直前計算区域の帳入数値をその限月の帳入数値とする。
  - (3) 直前計算区域の帳入数値が存在しない場合又は前二号の規定に基づく数値が市場の状況等に照らして妥当でないと本所が認めた場合については、帳入値段決定細則に基づき本所が定めた数値を帳入数値とする。
- 2 本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところ

ろにより帳入数値を設定することができる。

- 3 毎計算区域の帳入数値とその計算区域内における各約定数値とその差金を約定差金という。

(帳入差金)

第48条 既存の建玉は、帳入数値を更新するごとに新しい帳入数値に引き直すものとし、両帳入数値の差金を帳入差金という。

(売買玉明細の届出)

第49条 会員は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、システム売買方式の稼動に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書によるものとする。

- 2 本所は、前項の規定により新規玉として届け出された売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉とし、仕切玉として届け出された売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。
- 3 受託会員は、第1項の売買玉明細を届け出るときは、委託者（会員及びその他の者を区分）の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。

(総取引高等の公表)

第50条 本所は、毎営業日の上場する商品指数の種類別及び限月別の総取引高及び取引の成立した約定数値を、その日に会員に通知し、公表するものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場商品指数の種類別及び限月別の最初、最高、最低及び最終の成立した約定数値を表示する相場表を、その日に会員に通知し、公表するものとする。

### 第3節 オプション取引

(オプション取引の売買玉の整理の方法)

第51条 オプション取引の売買玉の整理の方法は、次条から第56条までに定めるところにより、オプション銘柄別にこれを行う。

(計算区域)

第52条 オプション取引に関する諸計算整理のため、1営業日を1計算区域とする。

(帳入値段及び権利行使差金)

第53条 毎計算区域のクロージングセッションにおける約定値段をもってその計算区域の帳入値段とする。

- 2 本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより帳入値段を設定することができる。
- 3 権利行使が行われた場合に、当該権利行使価格と当該営業日における現物先物平均価格との差額に50を乗じて得た額をオプション権利行使差金という。

(オプション取引の売買玉明細の届出)

第54条 会員は、毎計算区域のオプション取引の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、システム売買方式の稼働に支障が生じた場合は、オプション取引売買玉明細書により届け出るものとする。

- 2 本所は、前項の規定により新規玉として届け出された売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉として、仕切玉として届け出された売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。
- 3 受託会員は、第1項の届出をするときは、委託者の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。

(権利行使の届出、割当て、処理等)

第55条 会員は、権利行使を行う場合には、各オプション銘柄ごとに、一般会員玉（一般会員の自己玉をいう。以下同じ。）、受託会員自己玉（受託会員の自己玉をいう。以下同じ。）、一般委託玉（会員以外の委託者からの委託玉をいう。以下同じ。）、会員委託玉（会員からの委託玉をいう。以下同じ。）の別に、次項に定めるところにより、本所に届け出るものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部のオプション銘柄について権利行使を行うことができない。

- (1) 第38条において準用する第25条の規定により解け合いを行うとき。
  - (2) 第173条から第176条までの規定により違約玉を処理するとき。
  - (3) オプション取引又はオプション取引に係る現物先物取引の立会が停止されているとき。
  - (4) 前三号のほか、本所が取引の管理上権利行使を行わせることが適当でないとき。
- 2 前項の権利行使の期間は、各オプション銘柄の取引開始日から取引最終日までとし、当該権利行使の届出の受付時間は、毎営業日の午後3時30分から午後3時50分（当日が半休日に当たるときは、午前10時50分から午前11時10分）までとする。ただし、システム売買方式の稼働に支障が生じた場合は、本所が定める権利行使通知書により届け出る

ものとする。

- 3 本所は、第1項の権利行使の届出が行われた場合には、各オプション銘柄ごとに、当該オプション銘柄の売建玉を有する会員に対し、一般会員玉、受託会員自己玉、一般委託玉、会員委託玉の別に理事会が定める方法により按分して割当てを行い、当該割当てをした会員に一般会員玉、受託会員自己玉、一般委託玉、会員委託玉の別に当該割当てに係る数量を通知するものとする。
- 4 本所は、第1項の権利行使の届出が行われた場合又は前項に規定する権利行使の割当てを行った場合には、各オプション銘柄ごとに、当該権利行使に係る数量又は当該割当てに係る数量を決済に係るものとして、当該権利行使日に当該会員の買建玉又は売建玉から減ずるものとする。
- 5 第3項の規定により割当てを受けた受託会員は、各オプション銘柄ごとに、当該オプション銘柄の売建玉につき、同項の規定により通知を受けた一般委託玉及び会員委託玉の別の割当てに係る数量を一般委託玉及び会員委託玉の別にそれぞれ売建てした日時の古い順に割り当てるものとし、その割当てに係る数量を決済に係るものとして当該営業日に一般委託玉及び会員委託玉に係る売建玉から減ずるものとする。

(オプションの消滅)

第56条 取引最終日において、前条第1項に規定する権利行使の届出が行われなかったプットオプション及びコールオプションは、同条第2項に規定する時限に消滅するものとする。

(総取引高等の公表)

- 第57条 本所は、毎営業日のオプション取引におけるオプション銘柄別の総取引高及び取引の成立した対価の額を、その日に会員に通知し、公表するものとする。
- 2 前項の場合において、本所は、当該オプション銘柄別の最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額を表示する相場表を、その日に会員に通知し、公表するものとする。

#### 第4節 取引の決済額の通知

(取引の決済額の通知)

第58条 本所は、定款第122条第3項に基づき、第40条、第46条及び第52条に定める毎営業日における当該計算区域の取引終了後、第43条及び第49条に定める会員ごとの売買明細の届出並びに第54条に定めるオプション取引の売買玉明細及び第55条に定める権利行使の届出に基づき、次の各号に定める金額を商品市場ごと、会員ごとに算出し、当該算出額を当該会員及び清算機構に通知するものとする。ただし、受託会員については、委託

の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものに区分した額とする。

- (1) 第41条第3項及び第47条第3項に定める約定差金の益勘定又は損勘定の額
  - (2) 第42条及び第48条に定める帳入差金の益勘定又は損勘定の額
  - (3) 第53条第3項に定めるオプション権利行使差金の益勘定又は損勘定の額
  - (4) オプション取引に係る対価
  - (5) 定款第16条第3項に定める定率会費の額
  - (6) 法第180条第1項に定める清算預託金の額
- 2 前項第6号に定める清算預託金の額は、別に定める方法で算出した額とする。
- 3 その他清算機構に通知が必要と本所が認めるものについて、速やかに通知するものとする。

## 第5章 受渡し

### 第1節 大豆

(受渡しの場所)

第59条 受渡しの場所は、兵庫県及び岡山県に所在する、本所の指定する倉庫（以下「指定倉庫」という。）とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。

(受渡しの日時)

第60条 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、偶数月の最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

- 2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。
- 3 渡方の指定倉庫が発行した倉荷証券（以下「指定倉荷証券」という。）の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。

(早受渡し)

第61条 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、大豆受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

第62条 現物先物取引の受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする。

- 2 現物先物取引の受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。
- 3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（受渡品明細通知書）

第63条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の午後4時まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、大豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

（指定倉荷証券の条件）

第64条 指定倉荷証券は、必要な条件を満たさなければならない。

- (1) NON-GMO大豆にあっては、種類、銘柄、生産国名、産年及び等級が同一のもので、これらのほか非遺伝子組換えの記載があるもので第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。
- (2) 米国産大豆にあっては、種類、銘柄、生産国名、出港年月日及び等級が同一のもので第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

（受渡先の決定）

第65条 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。
- 3 第1項の抽せん方法は、大豆受渡細則において定める。
- 4 第1項の抽せんは、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

（受渡品検品の請求）

第66条 受方は、次項の場合を除き、本所に対し、検品請求書を提出して受渡品につき検品（品質に限る。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

- 2 分別生産流通管理された旨を証明された大豆の受渡品にあっては、受方は、当該分別生産流通管理の証明に係る事項及び遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆の混入に係

る事項についての異議の申立てはできない。

- 3 第1項の請求は、受渡日より30日以内に出庫するものに限り行うことができるものとし、検品請求書の提出時限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後2時とする。
- 4 本所は、第1項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく検品を行い故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。この場合、受渡当事者は、その決定に対して異議の申立てをすることができない。
- 5 本所は、前項の規定により検品を行った結果故障があると認めるときは、その値引金額を定める。

#### (受渡諸経費の分担)

第67条 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

- 2 本所は、兵庫県以外の地域に所在する指定倉庫における受渡については、大豆受渡細則において別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。
- 3 第66条第1項の規定による検品の請求があった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。
  - (1) 検品の結果、故障がないと認めるときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。
  - (2) 検品の結果、故障があると認めるときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの倉庫保管料は、受方の負担とし、検品手数料は、渡方の負担とする。
- 4 検品手数料は、大豆受渡細則において別に定める。

#### (指定倉荷証券提供後の滅失又はき損)

第68条 渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。

- 2 前項の規定において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 渡方が前項のただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から3営業日以内にこれを行うものとする。

#### (遅滞金)

第69条 前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、この代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、本所に差し出さなければならない。

(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)

第70条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに第66条第5項の規定による値引金額、第67条第3項各号の規定による検品手数料等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。

(委託者の指定倉荷証券の保管)

第71条 委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

(大豆受渡細則)

第72条 本節に定めるもののほか、大豆の受渡しに関し必要な事項は、大豆受渡細則に定めるところによるものとする。

## 第2節 小豆

(受渡しの場所)

第73条 受渡しの場所は、大阪府、兵庫県及び北海道に所在する指定倉庫とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。

(受渡しの日時)

第74条 現物先物取引の受渡日(次条に規定する早受渡しを除く。)は、毎月の最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。

2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。

3 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。

(早受渡し)

第75条 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、小豆受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

- 第76条 現物先物取引の受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする。
- 2 現物先物取引の受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。
  - 3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(受渡品明細通知書)

- 第77条 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の午後4時まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、小豆受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

(指定倉荷証券の条件)

- 第78条 指定倉荷証券は、種類、銘柄、産年及び等級が同一のもので、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

(希望前検査)

- 第79条 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。
- 2 前項の前検査を受けようとする者は、当月限納会日の10営業日前から5営業日前正午までの期間に、前検査申請書を本所に提出しなければならない。
  - 3 第81条第3項の規定は、第1項の前検査について準用する。この場合において、第81条第3項中「第1項の申立て」とあるのは、「第79条第2項の前検査申請書の提出」と読み替えるものとする。

(受渡先の決定)

- 第80条 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。
  - 3 第1項の抽せん方法は、小豆受渡細則において定める。
  - 4 第1項の抽せんは、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

(受渡品故障の申立て)

第81条 受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めるときは、本所に対し、故障の申立てをすることができる。ただし、第79条第1項の規定により前検査を受けた受渡品については、その前検査の事由になった事項についての故障の申立てをすることができない。

- 2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時まで、第77条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。
- 3 本所は、第1項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。この場合、受渡当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。
- 4 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て第2項の故障申立ての期限を延長することができる。

(受渡品故障申立ての処理)

第82条 本所は、前条の規定により故障があると認めるときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。

- (1) 故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、その値引金額を定め、受渡しを終了させる。
- (2) 故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、渡方に対し、前条第3項の通知をした日から3営業日以内に、代品を提供させる。
- (3) 前号の規定による代品の提供は1回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定(値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。)し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。この場合、受渡当事者は、本所の裁定に対し異議の申立てをすることができない。
- (4) 渡方が第2号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。

(受渡諸経費の分担)

第83条 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

- 2 本所は、兵庫県及び大阪市内以外の地域に所在する指定倉庫における受渡しについては、小豆受渡細則において別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。
- 3 第81条第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によ

るものとする。

- (1) 検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。
  - (2) 前条第1号の規定により値引きによって受渡しをさせる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料は受方の負担とし、検品手数料は渡方の負担とする。
  - (3) 前条第2号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあつては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料及びあらかじめ本所の検査を経て提供された代品につき受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担とする。
- 4 検品手数料は、小豆受渡細則において別に定める。

(指定倉荷証券提供後の滅失又はき損)

第84条 渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。

- 2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から3営業日以内にこれを行うものとする。

(遅滞金)

第85条 第82条第3号及び前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、この代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、本所に差し出さなければならない。

(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)

第86条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第82条第1号及び第3号の規定による値引金額、第83条第3項各号の規定による検品手数料、第82条第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。

(委託者の指定倉荷証券の保管)

第87条 委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員

は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

(小豆受渡細則)

第88条 本節に定めるもののほか、小豆の受渡しに関し必要な事項は、小豆受渡細則の定めるところによるものとする。

### 第3節 とうもろこし

(荷受渡港)

第88条の2 荷受渡しをすることができる港（以下「荷受渡港」という。）及び次条により受方が指定できる港は、とうもろこし受渡細則に定めるものとする。

(荷受渡し)

第88条の3 前条に定める港のうち、1人の受方の荷受しようとする数量（以下「受数量」という。）が、本所の別に定める数量毎の整数倍である港（埠頭）にあつては、当該受方は、当該港（埠頭）を荷受渡港（埠頭）として指定し、荷受渡しをすることができるものとする。

2 前項に定める条件を満たさないとき又は満たす場合であっても受方が荷受渡港（埠頭）の指定をしないときは、次の各号のいずれかにより荷受渡しを行うものとする。

(1) 第88条の5に規定する早受渡し及び第88条の11に規定する受渡当事者双方の合意がある場合は、当該合意した日本国内の港（埠頭）で、荷受渡しを行うことができる。

(2) 前号以外の場合は、神戸港（埠頭）において渡方が埠頭の合意を得て指定する埠頭で荷受渡しを行うものとする。

(受 渡 日)

第88条の4 受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。

2 前項の受渡日は、当該限月に対応する偶数月の前月の15日（当日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）から翌月末日までの間とする。ただし、本船事故その他とうもろこし受渡細則に定める事由によるときは、この限りでない。

(早受渡し)

第88条の5 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条に規定する受渡期日到来前における受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、とうもろこし受渡細則の定めるところによりこれを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金)

第88条の6 受渡値段は、当月限納会日（早受渡しにあっては、当該応諾申出日）における当月限の帳入値段とする。

2 受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

(荷受渡港等の届出)

第88条の7 第88条の3の規定により荷受渡港（埠頭）を指定した受方は、当該荷受渡港（埠頭）（以下「指定荷受渡港（埠頭）」という。）の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時まで、本所に届け出るものとする。

2 前項の届出は、これを変更することができない。ただし、受渡当事者双方の合意による場合は、この限りでない。

3 本所は、第1項の届出を受理したときは、遅滞なく、渡方にその旨を通知するものとする。

(指定荷受渡港（埠頭）における渡方等の決定)

第88条の8 前条第3項の通知を受けた渡方が2人以上あるときは、本所が別に定める方法により当該渡方間において協議することにより、最初の荷受渡日の10日前までに指定荷受渡港の埠頭における渡方及び当該渡方が荷渡しする数量を決定するものとする。

2 前項の協議をもってしても、指定荷受渡港（埠頭）における渡方及び当該渡方が荷渡しする数量が決定しないときは、本所の裁定により決定するものとする。

(受渡書類の提出及び受渡しの日時等)

第88条の9 渡方は次の各号に掲げる受渡書類を本所に提出するものとする。

- (1) 船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書
- (2) 送り状 (Invoice)
- (3) 保険料請求書 (Debit Note)
- (4) その他本所が別に定める書類

2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日（早受渡しを含む。）の午後1時とする。

3 前項の規定による受渡書類は、とうもろこし受渡細則に定める事項を完備したものでなければならない。

4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。

(受方渡方双方の決定)

第88条の10 本所は、第88条の12の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、受方（当

該届出が指定荷受渡港（埠頭）に係るものであるときは、当該指定を行った受方。以下この条において同じ。）に第88条の8の規定により決定された渡方及び第88条の12の規定により本所へ届けられた受渡品明細書を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた受方は、その希望する荷口について、本所に申し出なければならない。
- 3 前項の申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受渡しの当事者と決定し、申出の競合した荷口については、とうもろこし受渡細則に定める方法をもって、受渡当事者を決定するものとする。
- 4 第2項による申出がなかった渡方の荷口については、受方のうちから、本所が別に定める方法をもって、受渡当事者を決定するものとする。

（荷受渡場所の合意）

第88条の11 前条により決定された受渡当事者双方は、第88条の2に定める埠頭以外の埠頭で荷受渡しすることを合意した場合には、本所に通知しなければならない。

（受渡品明細書及び本船荷捌会議の通知）

第88条の12 渡方は、積来本船が当該荷受渡港に入港する予定日の休日を除く4日前までに本船荷捌会議を開催するものとし、その2営業日前までに、受渡品明細書及び本船荷捌会議開催予定日を本所に届け出なければならない。

- 2 本所は、前項の届出を受理したときは、速やかに受方にその旨を通知するものとする。

（本船荷捌会議）

第88条の13 本船荷捌会議は、受渡当事者の合議により荷捌きの方法を決定するものとする。

- 2 前項の本船荷捌会議について必要な事項は、とうもろこし受渡細則に定める。

（本船荷捌明細書及び荷渡予定日の届出）

第88条の14 渡方は本所が別に定める本船荷捌明細書及び荷渡予定日を当該最初の荷渡予定日の休日を除く3日前（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに本所に届け出なければならない。

- 2 本所は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、受方にその当該届出に係る本船荷捌明細書及び荷渡予定日を通知するものとする。

（受渡重量による調整）

第88条の15 受方は、本所が指定する検定機関より正味陸揚重量を、遅滞なく、本所に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届け出のあった正味陸揚重量と受渡重量とに過不足を生じたときは、とうもろこし受渡細則に定めるところにより、調整するものとする。
- 3 本所は、前二項の規定により算出された金額について、渡方、受方それぞれ精算するものとする。ただし、受託会員にあっては、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分してするものとする。

(故障品の処理)

第88条の16 受方が受渡品について冠水、蒸れその他故障があると認めるときは、海上保険求償により処理するものとする。

(海難事故等の処理)

第88条の17 渡方の受渡品を積載した本船の沈没等海難事故により受渡品が滅失したときは、本所は、とうもろこし受渡細則に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該海難事故の発生した日時以前に第88条の12に規定する受渡品明細書を本所に届け出ていたものに限り、これを行うことができる。

(受渡不能の処理)

第88条の18 渡方の責めに帰することができない事由により受渡品の船積み若しくは輸送が行えなくなったとき、その他法令、行政処分等により受渡しが履行できなくなったときは、本所は、とうもろこし受渡細則に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、上記の事由発生以前に第88条の12に規定する受渡品の明細を本所に届け出ていたものに限り、これを行うことができる。

(荷卸に伴う費用負担)

第88条の19 受渡供用品の荷卸に係る諸費用の負担は、とうもろこし受渡細則に定める。

- 2 第88条の10の規定により決定した渡方、受方双方は、とうもろこしの通常の輸入業務として商慣習により行われている共同荷捌きに準拠して積荷の荷卸を行わなければならない。
- 3 渡方は、輸入業務及び海上保険求償等について受方の要請があった場合には、商慣習により行わなければならない。

(紛争の処理)

第88条の20 受渡しに関して疑義又は紛争が生じた場合において、本所が決定した事項については、渡方、受方双方は異議を申し立てることができない。

(とうもろこし受渡細則)

第88条の21 本節に定めるもののほか、とうもろこしの受渡しに関し必要な事項は、とうもろこし受渡細則に定めるところによるものとする。

#### 第4節 米穀

(受渡しの場所)

第88条の22 受渡しの場所は、米穀受渡細則に定める指定倉庫とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。

(受渡しの日時)

第88条の23 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、当月限納会日の2営業日後とする。

2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。

3 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。

(早受渡し)

第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するとき、米穀受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

第88条の25 現物先物取引の受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする。

2 現物先物取引の受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との調整額を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

第88条の26 (削除)

(受渡品明細通知書)

第88条の27 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の午後4時まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

(受渡書類の条件)

第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。

- (1) 東京コメ 指定倉荷証券
  - (2) 新潟コシ 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書
  - (3) 秋田こまち 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書
- 2 指定倉荷証券及び荷渡指図書は、産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもので、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

(希望前検査)

第88条の29 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。

- 2 前項の前検査を受けようとする者は、当月限納会日の10営業日前から5営業日前正午までの期間に、前検査申請書を本所に提出しなければならない。
- 3 本所は、第1項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。この場合、受渡当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。

(受渡先の決定)

第88条の30 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、当月限納会日の翌営業日に米穀受渡細則に定める方法で、受渡先を定め、これを受渡当事者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。
- 3 受渡当事者又はその代理人は、第1項の受渡先決定に立ち会うことができる。

(受渡品故障の申立て)

第88条の31 受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良等の故障があると認めるときは、本所に対し、故障の申立てをすることができる。ただし、第88条の29第1項の規定により前検査を受けた受渡品については、その前検査の事由になった事項についての故障の申立てをすることができない。

- 2 前項に含まれない故障の申立てについては、米穀受渡細則に定めるところによるものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する故障の申立ては、受渡日の7営業日後の午後2時までに、

第88条の27に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出しなければならない。

- 4 本所は、第1項及び第2項の申立てを受けたときは、第88条の29第3項の規定を準用する。
- 5 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て第3項の故障申立ての期限を延長することができる。

(受渡品故障申立ての処理)

第88条の32 本所は、前条の規定により故障があると認めるときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。

- (1) 故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、その値引金額を定め、受渡しを終了させる。
- (2) 故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、渡方に対し、前条第4項の通知をした日から5営業日以内に、同等もしくはそれ以上の産地品種銘柄の代品を提供させる。
- (3) 前号の規定による代品の提供は1回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定（値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。）し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。この場合、受渡当事者は、本所の裁定に対し異議の申立てをすることができない。
- (4) 渡方が第2号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。

(受渡諸経費の分担)

第88条の33 受渡日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

- 2 本所は、指定倉庫における受渡しについて、別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。
- 3 第88条の31第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。
  - (1) 検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。
  - (2) 前条第1号の規定により値引きによって受渡しをさせる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料は受方の負担とし、検品手数料は渡方の負担とする。
  - (3) 前条第2号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあつては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料及びあらかじめ本所の検査を経て提供された代品につき受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担

とする。

- 4 検品手数料は、米穀受渡細則において別に定める。
- 5 第88条の31第2項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、米穀受渡細則において別に定める。

(受渡書類提供後の滅失又はき損)

第88条の34 渡方が受渡書類を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。

- 2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から5営業日以内にこれを行うものとする。

(遅滞金)

第88条の35 第88条の32第3号及び前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、この代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、本所に差し出さなければならない。

(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)

第88条の36 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第88条の32第1号及び第3号の規定による値引金額、第88条の33第3項各号の規定による検品手数料、第88条の32第2号の規定により生ずることのある格差等並びに前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。

(委託者の受渡書類の保管)

第88条の37 委託者が受渡書類を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

第88条の38 (削除)

(合意早受渡し)

第88条の39 受渡当事者は、第8条第1項、第9条第4号(受渡単位に関する事項に限る。)、

第88条の22から第88条の34まで、第88条の36並びに第154条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第3条第1項第3号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する受託会員等を通じて本所に届け出、本所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。

(米穀受渡細則)

第88条の40 本節に定めるもののほか、米穀の受渡しに関し必要な事項は、米穀受渡細則の定めるところによるものとする。

## 第5節 (削除)

## 第6節 精糖

(受渡しの場所)

第89条 受渡しの場所は、大阪府及び兵庫県に所在する指定倉庫とする。

(受渡しの日時)

第90条 受渡日(次条に規定する早受渡しを除く。)は、毎月最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。

2 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時期は、当該受渡日の午後1時とする。

(早受渡し)

第91条 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、精糖受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金)

第92条 受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、早受渡しの場合にあつては、その受渡日の前営業日における当月限の帳入値段とする。

2 受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

(賦課税負担区分)

第93条 取引の締結後に関税の税率が改正された場合においても、当該取引は、改正された税率を約定値段に織り込んで締結したものとみなす。

2 受渡しに賦課される消費税は、前条に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（受渡品明細通知書）

第94条 渡方は、当月限納会日の午後4時まで、精糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

（指定倉荷証券の条件）

第95条 指定倉荷証券は、本所の受渡品についての次の各号の事項が記載され、事故等の記載のないものでなければならない。

(1) 糖種に関する事項

(2) 火災保険の付保金額

2 前項第1号の記載事項は、指定倉荷証券1通について同一でなければならない。

3 指定倉荷証券の記載数量は、受渡単位数量又は渡方、受方双方の合意による数量とする。

（受渡先の決定）

第96条 受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。

2 前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。

3 第1項の抽せん方法は、精糖受渡細則において定める。

4 第1項の抽せんは、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

（故障の申立て及び処理）

第97条 受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めるときは、本所に対し、故障の申立てをすることができる。

2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時まで、受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。

3 本所は、第1項の申立てを受けたときは、遅滞なく、検品を行って故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。

4 本所は、前項の検品により故障があると認めるときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。

- (1) 故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定め、受渡しを終了させる。
  - (2) 故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、渡方に対し、前項の通知をした日から3営業日以内に、代品を提供させる。
  - (3) 前号の規定による代品の提供は1回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定（値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。）し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。
- 5 渡方が前項第2号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。
- 6 受渡しに関する本所の裁定及び決定については、受渡当事者は異議を申し立てることができない。

（受渡諸経費の分担）

第98条 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

- 2 前条第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。
  - (1) 検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌日から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。
  - (2) 前条第4項第1号及び第3号の規定により受渡しを終了させる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担とする。
- 3 検品手数料は、精糖受渡細則において別に定める。

（指定倉荷証券提供後の滅失又はき損）

第99条 渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。

- 2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち、当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から3営業日以内にこれを行うものとする。

(遅滞金)

第100条 第97条第4項第2号又は前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、その代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を、遅滞金として、受渡しを終了した日の翌営業日の正午までに本所を通じ受方に交付するものとする。

(委託者の指定倉荷証券の保管)

第101条 委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

(精糖受渡細則)

第102条 本節に定めるもののほか、精糖の受渡しに関し必要な事項は、精糖受渡細則に定めるところによるものとする。

## 第7節 粗糖

(荷受渡港)

第103条 荷受渡しをすることができる港（以下「荷受渡港」という。）は、本所が別に定めるものとする。

(荷受渡し)

第104条 前条に定める港のうち、1人の受方の荷受けしようとする数量（以下「受数量」という。）又は2人以上の受方の受数量の合計が本所の別に定める数量（以下「一定数量」という。）以上である港（埠頭）にあっては、当該受方は、当該港（埠頭）を荷受渡港（埠頭）として指定し、荷受渡しをすることができるものとする。

2 前項に定める条件を満たさないとき又は満たす場合であっても受方が荷受渡港（埠頭）の指定をしないときは、次の各号のいずれかにより荷受渡しを行うものとする。

(1) 受渡双方の合意があるときは、当該合意した港（埠頭）で、荷受渡しを行うものとする。

(2) 前号の合意が得られないときは、泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港のいずれかの港（埠頭）のうち、受方が指定する1つの港（埠頭）（受方が2人以上の場合で受方間で荷受渡港の指定の協議が整わないときは、本所の裁定により指定する1つの港（埠頭）とする。）で、荷受渡しを行うものとする。ただし、渡方が本所の別に定める諸掛等の金額を受方に支払うときは、渡方の指定する泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港のいずれかの港（埠頭）で、荷受渡しを行うものとする。

(受 渡 日)

第105条 受渡日（次条に規定する早受渡しの受渡日を除く。）は、当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。

2 前項の受渡日は、毎偶数月15日（当日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）から翌月末日までの間とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を経過した後においても受渡しできるものとする。

(1) 積来本船が、前項の期間内に産地から日本の各港の一に入港した場合。

(2) 積来本船が、前項の期間内に産地から日本の各港の一に入港予定であって本船事故その他粗糖受渡細則に定める事由により遅延した場合。

(早受渡し)

第106条 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条に規定する受渡しの期日到来前における受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、粗糖受渡細則の定めるところによりこれを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金)

第107条 受渡値段は、当月限納会日（早受渡しにあっては、当該応諾申出日）における当月限の帳入値段とする。

2 受渡代金は、前項の受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

(受渡玉の届出)

第108条 渡方、受方双方は、受渡玉の数量（受託会員にあっては、自己及び委託者ごとの数量）を本所に届け出るものとする。

2 前項の届出時限は、当月限納会日の午後4時（早受渡しにあっては、申出時又は応諾の申出時）とする。

(荷受渡港等の届出)

第109条 第104条第1項及び第2項第2号の規定に該当する受方は、指定する荷受渡港（埠頭）（以下この節において「指定荷受渡港（埠頭）」という。）の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時まで、本所に届け出るものとする。

2 前項の届出は、これを変更することができない。

3 本所は、第1項の届出を受理したときは、遅滞なく、渡方にその旨を通知するものとする。

(指定荷受渡港（埠頭）における渡方等の決定)

第110条 前条第3項の通知を受けた渡方が2人以上あるときは、本所が別に定める方法により当該渡方間において協議し、最初の受渡日の10日前までに指定荷受渡港（埠頭）における渡方及び当該渡方が荷渡しする数量を決定するものとする。

2 前項の方法をもってしても、指定荷受渡港（埠頭）における渡方及び当該渡方が荷渡しする数量が決定しないときは、本所の裁定により決定するものとする。

（受渡品明細通知書）

第111条 渡方は、積来本船が日本の各港の一に最初に到着する予定日から7営業日前（台湾糖にあっては本所が別に定める日時）又は本所が別に定める本船荷捌会議開催予定日の前々営業日のいずれか早い日の正午までに、粗糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を、本所に届け出なければならない。

（受渡先の決定）

第112条 本所は、前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、受方（当該届出が指定荷受渡港（埠頭）に係るものであるときは、当該指定を行った受方。以下この条において同じ。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた受方は、その希望する荷口について、本所に申し出なければならない。

3 前項の申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受渡しの当事者と定め、申出の競合した荷口については、本所が定める方法をもって、受渡当事者を決定するものとする。

4 第2項による申出がなかった渡方の荷口については、その相手方となる受方のうちから、粗糖受渡細則に規定する方法により、受渡当事者を決定するものとする。

（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）

第113条 渡方は次の各号に掲げる受渡書類のうち本所が必要と認めた書類を本所又は本所が指定する者に提出するものとする。

- (1) 船荷証券又は本船荷渡指図書
- (2) 備船契約書の写
- (3) 保険証券又は保険証明書の写
- (4) その他本所が別に定める書類

2 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。

3 第1項の規定による受渡書類は、本所が別に定める事項を完備したものでなければならない。

4 受方は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、本所にその旨を届け出なければならない。

(受渡重量及び糖度格差による調整)

第114条 受方は、本所が別に定める基準により検定した正味陸揚重量及び糖度を、遅滞なく、本所に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出のあった正味陸揚重量と受渡重量とに過不足を生じたときは、粗糖受渡細則に定めるところにより、調整するものとする。
- 3 第1項の規定により届出のあった糖度と格付表に定める標準品の糖度とに格差を生じたときは、受渡値段から本所が別に定めるところにより算出された海上保険料相当額及び海上運賃相当額を差し引いた値段に、格付表に定める加減率を適用して、糖度格差金額を算出するものとする。
- 4 本所は、前二項の規定により算出された金額について、渡方、受方それぞれ精算するものとする。ただし、受託会員にあっては、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分してするものとする。

(超過関税等の徴収・交付)

第115条 渡方は、前条の規定により届出のあった糖度のいかにかわらず、日本国税関による査定糖度が98.5度以上のときは、次の各号に掲げる相当額を負担しなければならない。この場合において、本所は、受方からの申出により、同各号の相当額をそれぞれ渡方から徴収し、これを受方に交付する。ただし、受託会員にあっては、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分してするものとする。

- (1) 日本国税関により賦課される当該粗糖に係る関税相当額
- (2) 独立行政法人農畜産業振興機構による買入れ及び売戻しが行われる場合にあっては、当該粗糖に係る売買差額と、糖度98.5度未満の粗糖に係る売買差額との差額相当額

(故障品の処理)

第116条 受方が受渡品について雨濡、油浸その他故障があると認めるときは、海上保険求償により処理するものとする。

(海難事故等の処理)

第117条 渡方の受渡品を積載した本船の沈没等海難事故により受渡品が滅失したときは、本所は、粗糖受渡細則に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該海難事故の発生した日時以前に産糖国名、積来本船名及び数量を本所に届け出たものに限り、これを行うことができる。

(受渡不能の処理)

第118条 渡方の責めに帰することができない事由により受渡しを行おうとする粗糖の船積み若しくは輸送が行えなくなったとき、その他法令、行政処分等により受渡しが履行できなくなったときは、本所は、粗糖受渡細則に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、上記の事由発生以前に産糖国名及び数量を本所に届け出たものに限りに、これを行うことができる。

(荷卸に伴う義務)

第119条 受渡品に係る荷卸費、揚港割増賃、早出料、滞船料等については、粗糖受渡細則に定めるところによる。

2 第112条の規定により決定した渡方、受方双方は、甘蔗分蜜粗糖の通常の輸入業務として商慣習により行われている共同荷捌に準拠して積荷の荷卸を行わなければならない。

3 渡方は、輸入業務及び海上保険求償等について受方の要請があった場合には、商慣習により行わなければならない。

(紛争の処理)

第120条 受渡しに関して疑義又は紛争が生じた場合において、本所が決定した事項については、渡方、受方双方は異議を申し立てることができない。

(粗糖受渡細則)

第121条 本節に定めるもののほか、粗糖の受渡しに関し必要な事項は、粗糖受渡細則に定めるところによるものとする。

## 第8節 (削除)

第122条～第136条 (削除)

## 第9節 冷凍えび

(受渡しの場所)

第137条 受渡しの場所は、阪神地区及び京浜地区に所在する本所の指定する冷蔵倉庫（以下この節において「指定冷蔵倉庫」という。）とする。

(受渡しの日時)

第138条 受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、毎月の納会日後の5営業日目とする。

2 渡方の指定冷蔵倉庫が発行した倉荷証券（以下この節において「指定倉荷証券」とい

う。)の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額の納入の時限は、当該受渡日の午後1時とする。

(早受渡し)

第139条 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、冷凍えび受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

第140条 受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする。

2 受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額(円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(受渡品明細通知書)

第141条 渡方は、当月限納会日の午後4時まで(早受渡しの場合にあっては、当該早受渡しの申出のとき)に、冷凍えび受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

(指定倉荷証券の条件)

第142条 指定倉荷証券は、生産国名、産年、銘柄、サイズ、パッカー、が同一のもので第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

(希望前検査)

第143条 会員は、受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。

2 前項の前検査を受けようとする者は、当月限の第1営業日から第3営業日正午までの期間に、検品請求書を本所に提出しなければならない。

3 第145条第3項の規定は、第1項の前検査について準用する。

(受渡先の決定)

第144条 受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。
- 3 第1項の抽せん方法は、理事会において定める。
- 4 第1項の抽せんには、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

(受渡品の故障の申立て)

第145条 受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めるときは、本所に対し検品請求書を提出して、故障の申立てをすることができる。ただし、第143条第1項の規定により前検査を受けた受渡品については、次項の異議の申立てをすることができない。

- 2 前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後2時まで、第141条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。
- 3 本所は、第1項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。この場合、受渡当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。
- 4 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て第2項の故障申立ての期限を延長することができる。

(受渡品故障申立ての処理)

第146条 本所は、前条の規定により故障があると認めるときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。

- (1) 故障の程度が著しく高くなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、その値引金額を定め、受渡しを終了させる。
- (2) 故障の程度が著しく高く、受渡しに適さないと認めるときは、渡方に対し、前条第3項の通知をした日から3営業日以内に、代品を提供させ受渡しを終了させる。
- (3) 前号の規定による代品の提供は1回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定(値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。)し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。この場合、受渡当事者は、本所の裁定に対し異議の申立てをすることができない。
- (4) 渡方が第2号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。

(受渡諸経費の分担)

第147条 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

2 第145条第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。

(1) 検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。

(2) 前条第1号の規定により値引きによって受渡しをさせる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料は受方の負担とし、検品手数料は渡方の負担とする。

(3) 前条第2号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあっては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料及びあらかじめ本所の検品を経て提供された代品につき受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担とする。

3 検品手数料は、冷凍えび受渡細則において別に定める。

(指定倉荷証券提供後の滅失又はき損)

第148条 渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。

2 前項の規定において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。

3 渡方が前項のただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から3営業日以内にこれを行うものとする。

(遅滞金)

第149条 第146条第2号及び前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、この代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、本所に差し出さなければならない。

(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)

第150条 本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第146条第1号及び第3号の規定による値引金額、第147条第2項の各号の規定による検品手数料、第146条第2号の規定により生ずることのある格差による差額及び前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。

(委託者の指定倉荷証券の保管)

第151条 委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

(合意早受渡し)

第152条 受渡当事者は、第137条から第141条まで、第144条から第150条までの規定にかかわらず、受渡当事者が当月限の建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第3条第1項第7号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する会員を通じて本所に届け出、本所が承認した場合には、冷凍えびの合意に基づく受渡しの特例に定めるところにより納会日の前営業日まで受渡しを行うことができる。

(冷凍えび受渡細則)

第153条 本節に定めるもののほか、冷凍えびの受渡しに関し必要な事項は、冷凍えび受渡細則に定めるところによるものとする。

## 第10節 受渡しの決済の方法

(受渡決済等の方法)

第154条 大豆、小豆、東京コメ、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しについては、渡方は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものとを区分して渡方は指定倉荷証券を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。

2 とうもろこし及び粗糖の現物先物取引の受渡しについては、渡方はとうもろこしにあっては、第88条の9に規定する受渡書類を本所に差し出し、粗糖にあっては第113条に規定する受渡書類を本所又は本所が指定する者に差し出し、受方は受渡代金を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方はとうもろこしにあっては、受渡書類を本所に差し出し、粗糖にあっては受渡書類を本所又は本所が指定する者に差し出し、受方は受渡代金を本所に差し出すものとする。

3 新潟コシ及び秋田こまちの現物先物取引の受渡しについては、渡方は、新潟コシにあっては第88条の28第1項第2号に掲げる受渡書類を、秋田こまちにあっては同項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもってする受渡

しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。

4 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、渡方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付するものとする。ただし、粗糖にあっては、第113条第4項に規定する受方から本所に対して届け出があった翌営業日の午後1時まで交付するものとする。

5 第1項から第3項までの規定に基づき受渡しによる決済を行うこととなった受渡玉について、受渡しの当事者たる会員が受渡しを履行しない場合、本所は同項の規定にかかわらず、当該者に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を清算機構に納入させ、清算機構が当該金額を当該受渡玉の相手方に交付することをもって当月限の最終帳入値段により当該受渡玉を転売又は買戻したものとみなし、その売買約定を結了させることができるものとする。この場合において、当該者が負担する金銭の額は、本所がその都度定めて清算機構に通知するものとする。

(1) 当該者が受方の場合 渡方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を販売するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

(2) 当該者が渡方の場合 受方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を調達するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

6 前項において、受渡しの当事者たる会員が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、故意に受渡しを履行しない場合、本所は定款第108条の規定に基づき当該会員に対し処分を行うものとする。

(受渡手数料の徴収)

第155条 本所は、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより、渡方、受方双方から受渡手数料を徴収することができる。

(前検査手数料の徴収)

第156条 本所は、会員の申請に基づき第79条第1項、第88条の29第1項又は第143条第1項に規定する前検査を行う場合は、理事会において別に定める前検査手数料を徴収することができる。

## 第6章 取引証拠金

(取引証拠金)

第157条 取引証拠金は、清算参加者が清算機構に対して支払い、又は引き渡すべき本所の

市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとして、清算機構に預託されるものとする。

- 2 本所の市場における取引について預託しなければならない取引証拠金は、次のとおりとする。
  - (1) 取引証拠金所要額は、本所の市場における建玉につき、清算機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則（以下「清算機構取引証拠金規則」という。）の定めるところにより、清算機構に預託されるものをいう。
  - (2) 取引受渡証拠金は、本所の市場において、受渡しにより決済を行う場合の受渡玉について、当月限納会日の翌営業日の正午までに、清算機構に預託されるものをいう。
- 3 前項第2号の取引受渡証拠金を定め若しくは改定したときは、速やかに清算機構に通知するものとする。

（清算参加者の取引証拠金）

第158条 清算参加者の本所の市場における取引に係る取引証拠金に関する事項は、清算機構取引証拠金規則によるものとする。

第159条～第162条（削除）

（取引受渡証拠金）

- 第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しによって決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあっては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させるものとする。
- 2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会が必要と認めるときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更し預託させることができるものとする。
  - 3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めるときは、清算機構に通知するものとする。

第164条～第170条の2（削除）

## 第7章 違約処理

（違約処理）

- 第171条 本所は、会員が定款第115条第2項及び第3項の規定により違約者となったときは、次条から第182条までの規定により処理する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が認めた場合に限り、定款第125条で定めるところによ

り未決済建玉の移管ができるものとする。

- 3 本所は、前項による処理を行うこととなった場合は、速やかに、清算機構へ通知するものとする。

(違約者の取引の停止)

第172条 本所は、会員が違約者となったときは、直ちにその旨を当該会員に通告し、その通告をしたときから、定款第108条又は第114条の規定による処分が決定されるまでの間、当該会員の本所の商品市場におけるすべての取引を停止させる。ただし、違約処理を行うため本所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約玉及びその区分等)

第173条 本所は、第171条第2項の規定により建玉の移管を行うこととなった建玉を除き、違約者となった会員が違約発生時に保有するすべての建玉を違約玉とする。

- 2 現物先物取引の違約玉は、受渡しにより決済することが決定している違約玉（以下「違約受渡玉」という。）及び違約受渡玉以外の違約玉（以下「違約中間玉」という。）に区分して処理する。

- 3 違約受渡玉のうち、受渡対当数量を除いた差引き受渡玉で受渡しできるものがあるときは、第5章の規定によって受渡しさせる。

(被違約者及び被違約玉)

第174条 本所は、違約受渡玉について、次の方法により被違約者及び被違約受渡玉を決定する。

- (1) 違約が第65条、第80条、第88条の10、第88条の30、第96条、第112条及び第144条の規定により受渡しの相手方が決定した後に生じたときは、当該違約者の相手方となった会員を被違約者とし、違約受渡玉に対当する反対受渡玉を被違約受渡玉とする。ただし、割当て抽せんの結果違約受渡玉に受渡対当数量がある場合には、違約受渡玉に関係のない会員間の受渡玉は違約処理に関係なく受渡しさせ、違約受渡玉に関係のある会員間については、違約受渡玉の受渡対当数量を除いた上で再配分して被違約者及び被違約受渡玉を決定する。この場合、再配分に際して受渡単位に満たない端数が生じたときはその端数を四捨五入し、その結果再配分された受渡玉数に過不足が生じたときは抽せんにより調整する。
- (2) 違約が受渡しの相手方が決定する前に生じたときは、違約受渡玉の受渡対当数量を除いた差引き受渡玉をその反対受渡玉（会員ごとの受渡対当数量のうちの反対受渡玉を含む。）を有する会員の反対受渡玉数に按分して割り当て、その割当てを受けた会員を被違約者とし、割り当てられた数量に相当する受渡玉を被違約受渡玉とする。その按分に際しては、受渡単位に満たない端数が生じたときはその端数を四捨五入し、

その結果割り当てられた受渡玉数に過不足が生じたときは抽せんにより調整する。

- 2 違約中間玉については、違約発生時をもって特に各会員から第43条の規定に準じて売買玉明細書を届け出させて建玉を確定し、限月ごとに、違約中間玉の同一限月の売買対当数量を除いた差引建玉をその反対建玉（会員ごとの売買建玉を含む。）を有する会員（大阪堂島商取代行株式会社を除く。）の反対建玉数に按分して割り当て、その割当てを受けた会員を被違約者とし、割り当てられた数量に相当するものを被違約中間玉とする。その按分に際しては、前項第2号の規定を準用する。
- 3 本所は、前項の規定により、非清算参加者に割り当てられた違約中間玉については、当該非清算参加者が清算参加者の中から清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約において指定する一の清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）に引き受けさせるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、違約者が非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者に限月ごとに、違約中間玉の同一限月の売買対当数量を除いた差引建玉の反対建玉数を割り当て、その割当てを受けた指定清算参加者を被違約者とし、割り当てられた数量に相当するものを被違約中間玉とすることができる。

#### （違約受渡玉の処理）

第175条 本所は、違約受渡玉のうちの受渡対当数量については、受渡値段をもって転売、買戻ししたものとみなし、本所が指定する日にその売買約定を結了させる。

2 前項以外の違約受渡玉のうち、第173条第3項の規定により受渡しした違約受渡玉を除いた違約受渡玉については、次の方法によりこれを処理する。

(1) 違約発生の日から起算して3営業日以内に、入札その他の方法により、会員のうちから違約者に代わってその受渡しの履行を引き受ける者（以下「引受履行者」という。）を選定し、その引受履行者ごとの引受数量及び引受値段を定め、その者をして本所が定める期間内に受渡値段をもって第5章の規定により被違約者と受渡しさせる。この場合、その引受けが一部であるときは、これを被違約者の被違約受渡玉数に按分して割り当てる。その按分に際しては、前条第1項第2号の規定を準用する。

(2) 前号の規定による引受履行者を求めることができなかった違約受渡玉及び本所においてその引受値段が適当でないと認める引受数量に相当する違約受渡玉又は本所において前号の規定による処理が適当でないと認める全部の違約受渡玉については、違約発生の日から起算して5営業日以内に、理事会の決議により違約者の付加賠償額を定め、受渡値段をもって違約受渡玉と被違約受渡玉とを転売、買戻ししたものとみなし、本所が指定する日にその売買約定を結了させる。

3 前項の規定にかかわらず、違約者が非清算参加者である場合には、当該非清算参加者の指定清算参加者を引受履行者とし、当該指定清算参加者がその受渡しの履行を引き受けることができない場合には、当該指定清算参加者に付加賠償額を負担させ、前項第2

号の規定により売買約定を結了させることができるものとする。

(違約中間玉の処理)

第176条 本所は、違約中間玉のうち同一限月の売買対当数量については、本所が指定する日において転売、買戻しによりその売買約定を結了させる。

2 前項以外の違約中間玉については、違約発生の日から起算して3営業日以内に、次の方法によりこれを処理する。

- (1) 本所の選定する会員をして、違約者に代わり、違約者の名をもって、本所が指定する日に本所が指定する値段をもって転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。
- (2) 本所において前号の規定による処理が適当でないと認めるときは、入札その他の方法により会員のうちから違約中間玉の全部について引受人を選定し、引受人ごとの引受数量及び引受値段を定め、その者をして、違約者に代わり、本所が指定する日に本所が指定する値段をもって引き受けさせるとともに、当該違約中間玉について転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。
- (3) 前号の規定による違約中間玉の全部についての引受人が選定できなかったとき、又は本所において前二号の規定による処理が適当でないと認めるときは、理事会の決議により違約者の付加賠償額を定め、本所が指定する日に本所が指定する値段をもって、違約中間玉を被違約者の第174条第2項及び第3項の規定による被違約中間玉の反対売買と対当して転売又は買戻しを行わせ、その売買約定を結了させる。
- (4) 前二号の規定にかかわらず、非清算参加者の違約中間玉については、本所において第1号の規定による処理が適当でないと認めるときは、本所の指定した値段により、第174条第4項の規定により割当てを受けた指定清算参加者の被違約中間玉の反対の売買と違約中間玉の転売又は買戻しとを対当させて、その売買約定を結了させる。

(違約者に係る差損益金等の計算等)

第177条 本所は、前二条の規定によって違約玉の処理を行ったときは、次の各号に掲げる違約者の差損益金等の金銭を計算する。

- (1) 違約受渡玉の引受値段と受渡値段との差金
- (2) 違約受渡玉の付加賠償額
- (3) 違約中間玉の引受値段と引き受けたときの約定値段との差金
- (4) 違約中間玉の付加賠償額
- (5) 違約中間玉について、違約の原因となった債務の属する計算区域から違約中間玉の処理が終了した日の属する計算区域までの約定差金及び帳入差金
- (6) 定率会費及び受渡手数料
- (7) その他違約処理に関して違約者の負担に帰すべき一切の債務

2 本所は、前項の規定により算出した金額について、速やかに清算機構に通知するものとする。

(違約者の債務の弁済及び補てん)

第178条 本所は、前条の規定により計算した違約者の債務について、違約者の信託金（委託者が優先弁済権を行使したときはその残額）及び諸預り金を債務の弁済に充てるものとする。

2 本所は、清算機構の定めるところにより弁済させてなお弁済できない違約者の債務については、特別担保積立金をもって補てんする。

3 本所は、前項の規定によりなお不足する債務があるときは、別に定めるところにより弁済するものとする。

(実物取引の違約処理)

第179条 本所は、実物取引において違約が発生したときは、当該売買約定の相手方を被違約者とし、本章の規定を準用してこれを処理する。

(指数先物取引の違約処理)

第180条 本所は、指数先物取引において違約が発生したときは、指数先物取引の違約玉を違約中間玉として、本章の規定を準用してこれを処理する。この場合において、第176条第2項第2号及び第177条第1項第3号中、「引受値段」とあるのは「引受数値」と、「約定値段」とあるのは「約定数値」と、第176条第2項第4号中「値段」とあるのは「数値」と読み替えるものとする。

(オプション取引の違約処理)

第181条 本所は、オプション取引において違約が発生したときは、オプション取引の違約玉を違約中間玉とし、本章の規定を準用してこれを処理する。この場合において、第174条第2項中「第43条の規定に準じて売買玉明細書」とあるのは「第54条の規定に準じてオプション取引売買玉明細書」と、同条第2項及び第4項中「限月ごとに」とあるのは「オプション銘柄ごとに」と、第174条第2項、第4項及び第176条第1項中「同一限月の」とあるのは「同一オプション銘柄の」と、第176条第2項中「会員（大阪堂島商取代行株式会社を除く。）」とあるのは「会員」と、第176条第1項及び第2項第1号中「本所が指定する立会において」とあるのは「本所が指定する日の立会終了後において」と、同条第2項第2号中「本所が指定する立会における約定値段をもって」とあるのは「本所が指定する日の最終約定値段をもって」と、同条同項第3号中「直前に終了した立会において」とあるのは「直前に終了した立会終了後において」と、第177条第1項第5号中「違約中間玉について、違約の原因となった債務の属する計算区域から違約中間玉の

処理が終了した日の属する計算区域までの約定差金及び帳入差金」とあるのは「権利行使が行われ、これに係る被権利行使玉として納入すべきオプション権利行使差金が納入されていないときはその額」と読み替えるものとする。

(違約処理に関する異議の申立て)

第182条 会員及び委託者は、本所が本章の規定により行う違約処理に関して、異議を申し立てることができない。

## 第8章 雑則

第183条 (削除)

(通信施設)

第184条 会員は、その営業所と本所との連絡に用いる通信施設を備えようとするときは、書面をもって本所の承認を受けなければならない。

2 会員は、前項の施設を廃止したときは、遅滞なく、本所に届け出なければならない。

3 本所は、何時でも第1項の施設を撤去し、又はこれを撤去させることができる。

(市況の報告)

第185条 本所の市況を一般公衆又は新聞通信社等に連続的に報告する必要がある場合においては、本所がこれを行い、会員はこれに類する行為をすることができない。

(揭示事項)

第186条 本所は、次の事項を揭示する。

- (1) 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更
- (2) 会員の加入及び脱退に関する事項
- (3) 受託会員の承認及び本所の商品市場の全部又は一部の商品取引受託業務の廃止に関する事項
- (4) 会員の持分譲渡の申請
- (5) 法人である会員の組織若しくは資本金の額の変更（出資金の額を含む。）又は本所に対する代表者の変更
- (6) 会員の氏名又は商号若しくは名称の変更
- (7) 会員の過怠金
- (8) 取引の停止若しくは制限又はそれらの解除若しくは軽減
- (9) 会員の除名
- (10) 立会の臨時停止又は臨時実施

- (11) 立会時刻の変更
  - (12) 取引受渡証拠金の決定又は変更及びその預託時限に関する事項
  - (13) 会費の決定又は変更
  - (14) 受渡しに関する事項
  - (15) 現物先物取引及び実物取引にあつては、商品市場における毎日の上場商品の種類別、限月別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額
  - (16) 現物先物取引及び実物取引にあつては、商品市場における毎日の上場商品の種類別、限月別、会員別（受託会員にあつては、委託者の計算をもつてする建玉又は自己の計算をもつてする建玉の別）及び売り又は買いの別の総取組高
  - (17) 指数先物取引にあつては、商品市場における毎日の限月別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した約定数値
  - (18) 指数先物取引にあつては、商品市場における毎日の限月別、会員別（受託会員にあつては、委託者の計算をもつてする建玉又は自己の計算をもつてする建玉の別）及び売り買い別の総取組高
  - (19) 構成銘柄の変更に関する事項
  - (20) オプション取引にあつては、商品市場における毎日のオプション銘柄別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額
  - (21) オプション取引にあつては、商品市場における毎日のプットオプション又はコールオプションの別、限月別、会員別（受託会員にあつては、委託者の計算をもつてする建玉又は自己の計算をもつてする建玉の別）及び売り又は買いの別の総取組高
  - (22) 権利行使価格の設定
  - (23) 権利行使の届出
  - (24) 前各号のほか、理事会において必要と認める事項
- 2 前項各号の掲示は、本所の電子公告に準ずる電磁的方法により行うものとする。
  - 3 第1項各号の掲示期間は、第1号から第9号までは7日間、第10号、第12号、第14号、第22号及び第23号はその目的終了まで、第11号、第13号及び第19号は5日間、第15号から第18号まで、第20号及び第21号は当日限り、第24号については理事会がその都度定める。
  - 4 会員は、前項の掲示があつた後は、本所に対し、これらの掲示事項を知らないと主張することができない。

(臨機の処置)

第187条 この業務規程で定めてない事項で臨機の処置を必要とするときは、この規程の趣旨に準じて理事会がこれを定める。

(天災地変等の場合における特別の措置)

第188条 本所は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、会員が本所の商品市場における取引の履行につき、不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、理事会の議を経て、次に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) この業務規程に規定する受渡場所を変更すること及び受渡日時を変更すること、その他受渡に関して必要な措置を講ずること。
- (2) この業務規程に規定する取引受渡証拠金の預託の日時を変更すること。
- (3) 前二号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること。

2 会員及び委託者等は、前項の規定により行う本所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(主務大臣の命令による措置)

第188条の2 理事長は、農林水産大臣が本所に対し、法第118条に基づき同条第2号に掲げる事項を命じたときは、理事会の議を経ることなく、その命令に基づく所要の措置を講ずるものとする。この場合において、理事長は、遅滞なくその処置について理事会に報告しなければならない。

2 会員及び委託者等は、前項の規定に基づく措置に対して異議を申し立てることができない。

## 第9章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例

(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)

第189条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であって、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同

じ。)に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。)及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。

(建玉の取扱い等)

第190条 前条の場合において、停止商品市場の会員等(会員及び取引参加者をいう。)が開設商品市場の会員等となるとき(既に開設商品市場の会員等となっている場合を含む。)は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉(受渡しに係る未決済建玉を除く。)は、開設商品市場の開設日(既に開設している商品市場にあっては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日(既に取り引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。))をいう。以下この章において同じ。)以降、当該商品市場の建玉として取り扱う。
- (2) 停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行った行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の会員等との間で効力を有するものとする。

(会員とならなかった場合等の取扱い)

第191条 停止商品市場の会員等が、開設商品市場について会員とならない場合には、当該会員等は停止商品市場の停止日までに建玉(受渡しに係る未決済建玉を除く。)について決済を結了しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該会員等が停止商品市場の停止日までに建玉(受渡しに係る未決済建玉を除く。)について決済を結了しなかったときは、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日の日中立会終了後、当該会員等の保有する建玉(受渡しに係る未決済建玉を除く。)について決済を結了させる。

(違約者の取扱い)

第192条 停止商品市場の会員等が、当該商品市場において違約者として取り扱われた場合には、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日までに当該会員等の保有する建玉(受渡しに係る未決済建玉を含む。)について決済の結了を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、停止商品市場の停止日までに決済の結了を行うことができ

ない場合には、停止商品取引所は開設商品取引所に対し直ちにその旨を通知するものとし、この場合において、開設商品取引所は、開設商品市場の開設日において当該会員等を違約者とみなして、開設日以降、当該会員等の保有する建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）について決済の結了を行うものとする。

（通知及び公告）

第193条 停止商品取引所は、第189条の特例を講じようとする場合には、その旨を遅滞なく会員等に通知し、公告しなければならない。

（異議の申立て）

第194条 受託会員等及び委託者は、第190条から第192条までの規定に基づく処理に関し開設商品取引所に異議を申し立てることができない。ただし、第190条から第192条までの規定に基づく処理に関し開設商品取引所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

（商品市場における取引の決済に関する読替え）

第195条 第189条の場合において、本所が開設商品取引所であるときは、本所定款第122条第1項中「本所の商品市場における取引」とあるのは、「本所の商品市場における取引（停止商品取引所において成立したものを含む。）」と読み替えるものとする。

附則（平成18年10月20日・27日）

- 1 平成18年10月20日及び27日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成18年11月28日）から施行し、平成18年12月1日（合併の効力発生日）から実施する。
- 2 この業務規程施行の際、福岡商品取引所の業務規程に基づいてなされた事項ですべての事務が完了していないものについては、この業務規程に相当する福岡商品取引所の業務規程により事務を完了させるものとし、この業務規程を適用したものとして見なす。
- 3 とうもろこしの現物先物取引の期限に係る業務規程第7条第1項第1号ハについては、平成18年12月1日（合併の効力発生日）から平成19年11月末日までの期間に行われる新甫発会日に限り、福岡商品取引所より承継した各限月の当月限納会日の翌営業日とする。

附則（平成19年3月16日）

平成19年3月16日開催の理事会において決議した第163条第1項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成19年3月29日）から施行する。

附則（平成19年4月20日）

- 1 平成19年4月20日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成19年4月24日）から施行し、新甫限月（平成20年4月限）より実施する。
- 2 第59条及び第67条の変更は、渡方受方双方が合意した場合に限り、既存限月（平成20年2月限迄）についても適用するものとする。

附則（平成19年5月18日）

平成19年5月18日開催の理事会において決議した規定の変更及び削除は、農林水産大臣の認可の日（平成19年6月11日）から施行し、平成19年7月2日より実施する。

附則（平成20年5月16日）

平成20年5月16日開催の理事会において決議した規定の変更及び削除は、農林水産大臣の認可の日（平成20年6月16日）から施行し、平成20年6月24日より実施する。

附則（平成20年7月18日）

平成20年7月18日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成20年8月4日）から施行し、米国産大豆については新甫限月（平成21年8月限）発会日（平成20年8月27日）より実施し、粗糖については、新甫限月（平成21年11月限）発会日（平成20年10月1日）より実施する。

附則（平成20年12月26日）

平成20年12月26日開催の臨時理事会において決議した規定の変更、削除及び削るは、農林水産大臣の認可の日（平成21年2月3日）から施行し、平成21年2月3日より実施する。

附則（平成21年7月10日）

平成21年7月10日開催の理事会において決議した規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成21年7月16日）から施行し、平成21年7月29日に発会する平成22年1月限から実施する。

附則（平成21年9月15日）

平成21年9月15日開催の理事会において決議したこの業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成21年10月7日）又は「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第74号）第1条の施行の日（平成21年10月8日）のいずれか遅い日から施行する。ただし、第174条第3項、第4項、第175条第3項及び第176条第2項第4号の新設並びに第176条第2項第3号、第180条及び第181条の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行する。

附則（平成22年10月20日）

平成22年10月20日開催の理事会において決議した規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成22年12月21日）から施行し、平成23年1月4日より実施する。

附則（平成23年2月15日）

平成23年2月15日開催の理事会において決議した規定の新設及び変更は、農林水産大臣の認可の日（平成23年2月22日）から施行し、既存限月より適用するものとする。

附則（平成23年7月5日）

平成23年7月5日開催の臨時理事会において決議した業務規程の新設及び変更は、農林水産大臣の認可の日（平成23年8月1日）から施行し、平成23年8月8日より実施する。

附則（平成24年5月29日）

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年6月4日）から施行する。

附則（平成24年8月31日）

平成24年8月23日開催の臨時理事会において決議した業務規程の一部変更は農林水産大臣の認可の日（平成24年8月31日）から施行する。

附則（平成24年11月20日）

平成24年11月20日開催の理事会において決議した業務規程の規定新設及び変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年11月29日）から施行し、理事会において別に定める日から実施する。

附則（平成25年1月23日）

平成25年1月23日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成25年1月31日）から施行し、理事会において別に定める日から実施する。

附則（平成25年5月17日）

平成25年5月17日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成25年6月17日）から施行し、理事会において別に定める日から実施する。

附則（平成26年2月21日）

平成26年2月21日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の

認可の日（平成26年3月20日）から施行し、平成26年4月1日から実施する。ただし、第9条第1項第4号のロ（取引単位及び受渡単位）、第88条の22、第88条の24第2項及び第88条の33第2項の変更にあつては、平成26年10月限から適用するものとし、平成26年9月限以前の限月にあつては、なお従前の例による。

#### 附則（平成27年3月26日）

平成27年3月26日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成27年3月27日）から施行し、第8条第2項第4号イにあつては平成27年4月13日に、同項第4号ロにあつては平成27年4月21日に新甫発会する平成27年10月限から実施する。

#### 附則（平成28年7月20日）

平成28年7月20日開催の理事会において決議した業務規程の新設及び変更は、農林水産大臣の認可の日（平成28年8月2日）から施行する。ただし、改正後の業務規程第8条第2項第4号ハに掲げる取引にあつては、平成28年10月21日より開始するものとし、当初の取引対象限月は、改正後の業務規程第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、平成29年6月限、8月限及び10月限とする。

#### 附則（平成30年3月15日）

平成30年3月15日開催の理事会において決議した第21条の2（当月限納会日における売買約定成立の特例）の新設及び第154条（受渡決済等の方法）の変更は、農林水産大臣認可の日（平成30年5月14日）から施行する。

#### 附則

第1条 第5条の2（売買注文の受付）、第5条の3（直接接続方式による売買注文等）、第19条の2（売買注文の状況の配信）から第19条の10（ギブアップ制度実施細則）まで、第21条の3（立会外取引）、第21条の4（立会外取引の停止）、26条の2（売買注文の状況の配信）、26条の3（取引の確認）、26条の4（委託区分訂正）、26条の5（システム売買実施細則）及び第188条の2（主務大臣の命令による措置）の新設規定、第2条（立会時等）から第5条（立会の臨時停止及び臨時実施等）まで（第3条第3号に係るものを除く）、第6条（取引の対象）、第8条（現物先物取引の標準品等）（同条第2項第4号ハに係るものを除く）、第9条（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）（同条第4号ハに係るものを除く）、第10条（取引の対象）、第19条（取引の締結方法）、第20条（違約処理の場合の特例）、第20条の4（E F P取引の価格の制限）、第20条の5（E F P取引の停止）、第20条の7（ストップロス取引による売買）、第20条の8（ストップロス取引による売買の期間等）、第20条の10（ストップロス取引実施細則）、第

21条（特別売買）、第21条の2（当月限納会日における売買約定成立の特例）、第22条（値幅の制限）、第23条（会員の建玉数量等の制限）、第24条（会員の取引の制限等）、第25条（売買建玉の解け合い）、第26条（取引の締結方法）、第28条（違約処理の場合の特例）、第29条（特別売買）、第30条（数値幅の制限）、第41条（帳入値段及び約定差金等）、第47条（帳入数値及び約定差金等）、第58条（取引の決済額の通知）、第60条（受渡しの日時）、第63条（受渡品明細通知書）、第66条（受渡品検品の請求）、第70条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第74条（受渡しの日時）、第77条（受渡品明細通知書）、第79条（希望前検査）、第81条（受渡品故障の申立て）、第86条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第88条の7（荷受渡港等の届出）、第88条の9（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）、第88条の23（受渡しの日時）（同条第1項第2号及び第4号に係るものを除く。）、第88条の27（受渡品明細通知書）、第88条の28（受渡書類の条件）（同条第1項第3号に係るものを除く。）、第88条の31（受渡品故障の申立て）、第88条の36（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第88条の39（合意早受渡し）、第90条（受渡しの日時）、第94条（受渡品明細通知書）、第97条（故障の申立て及び処理）、第100条（遅滞金）、第108条（受渡玉の届出）、第109条（荷受渡港等の届出）、第111条（受渡品明細通知書）、第113条（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）、第138条（受渡しの日時）、第141条（受渡品明細通知書）、第145条（受渡品の故障の申立て）、第150条（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）、第154条（受渡決済等の方法）、第157条（取引証拠金）、第158条（清算参加者の取引証拠金）、第163条（取引受渡証拠金）、第173条（違約玉及びその区分等）、第174条（被違約者及び被違約玉）、第176条（違約中間玉の処理）及び第191条（会員等とならなかった場合等の取扱い）の変更規定、第20条の9（損失限定取引による取引締結の特例）、第88条の38（合意受渡し）及び第183条（会員の記号）の削除、第165条の2（農林水産大臣の取引受渡証拠金の額の変更命令）を削る変更規定は、平成30年9月25日又は農林水産大臣の認可の日（平成30年8月15日）のいずれか遅い日から施行する。

2 変更後の業務規程（以下「変更規程」という。）第8条第2項第4号ハに掲げる標準品に係る取引については、平成30年10月22日から開始するものとし、変更規程第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、当初の取引対象限月を平成31年6月限、8月限及び10月限とする。

第2条 変更規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品については、移行期間（第1条第1項に規定する施行日から平成31年3月末日までの期間をいう。以下同じ。）において、次の各項の定めるところにより取り扱うものとする。

2 移行期間における当月限納会日は毎月20日とし、午前9時から午後3時まで立会を行う。

3 移行期間における受渡日及び新甫発会日並びに取引受渡証拠金の預託については、なお変更前の業務規程の定めるところによる。

4 平成30年11月以降の移行期間における新甫は、その発会する日の直前営業日における期先限月に2を加えたものを取引の期限とする。

第3条 変更前の業務規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品については、次の各項の定めるところにより取り扱うものとする。

2 第1条第2項に規定する施行日以降において、新甫発会を行わない。

3 第1条第2項に規定する施行日に取引を開始している限月については、その取引の期限まで取引を継続する。

4 当月限納会日は毎月10日（休業日に当たる場合は繰り上げる。）とし、午前9時から午後3時まで立会を行う。

5 当月限に係る値幅制限については、変更規程第22条第3項の規定を準用するものとする。この場合において、「米穀」とあるのは「大阪コメ」と、「11日以降」とあるのは「1日以降」と読み替えるものとする。

6 標準品、呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位、受渡しの日時、受渡書類、受渡決済等の方法及び取引受渡証拠金については、なお変更前の業務規程の定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、変更前の業務規程第8条第2項第4号イに掲げる標準品の取引に関し必要な事項については、変更規程の規定を準用するものとする。

第4条 第1条第1項の規定にかかわらず、取引システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同項に定める施行日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、理事会が定める日から施行する。この場合において、第1条第2項の取引を開始する日、第2条第1項に規定する移行期間及び同条第3項に規定する暦月については、理事会において別に定めるものとする。

別表

指数値の算出に関する表

I 国際穀物等指数取引

1. 基準年（1993年）の平均値

- (1) 日々の各原市場の採用価格×邦貨換算値÷年間営業日数
- (2) 邦貨換算値は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する「対顧客直物電信相場」の売相場（TTS）と買相場（TTB）の中間値とする。
- (3) 上記により算出した基準年の平均値

対象物品	原市場	平均値（円）
とうもろこし	東京商品取引所	14,349
とうもろこし	大阪堂島商品取引所	14,340
とうもろこし	シカゴ商品取引所	262.70
大豆ミール	シカゴ商品取引所	21,800

2. 毎営業日の指数値の計算方法

- (1) 各原市場価格の当日の邦貨換算値 …………… (A)
- (2) 各銘柄 (A) ÷ 各銘柄の平均値 × 100 …………… (B)
- (3) 各銘柄 (B) × 加重係数 …………… (C)
- (4) 各銘柄 (C) を合算 = 指数値
- (5) 小数点第2位を四捨五入する。

3. 指数値の算出基準等

- (1) 原市場価格が本所が公表する時間に未着の場合又は原市場休会等による未発表の場合若しくは、本所において確認できない場合は、当該市場が発表する当該市場の前営業日の市場価格を採用する。ただし、前営業日の市場価格の採用は3営業日を超えることができない。
- (2) 次に該当する場合は、修正係数をもって指数値の算出を行う。
  - ① 業務規程第11条第1項第1号に基づく構成銘柄に変更が生じたとき。
  - ② (1)の規定により、未着、未発表及び未確認の状態が3営業日を超えたとき。
- (3) 修正係数による指数値の算出は、構成銘柄を変更しようとする前営業日の指数値を使用する。

$$\frac{\text{旧構成銘柄による指数値}}{\text{新構成銘柄による指数値}} = \text{修正係数（小数点第6位を四捨五入する。）}$$

## II コーヒー指数取引

### 1. 基準年（2000年4月～2001年3月）の平均値

- (1) 日々の各原市場の採用価格÷営業日数
- (2) 上記により算出した基準年の平均値

対象物品	原市場	平均値（円）
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	12,022
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	8,233

### 2. 毎営業日の指数値の計算方法

- (1) 各銘柄原市場価格÷各銘柄の平均値×1,000 …………… (A)
- (2) 各銘柄 (A) ×加重係数 …………… (B)
- (3) 各銘柄 (B) を合算＝指数値
- (4) 小数点第1位を四捨五入する。

### 3. 指数値の算出基準等

- (1) 原市場価格が本所が公表する時間に未着の場合又は原市場休会等による未発表の場合若しくは、本所において確認できない場合は、当該市場が発表する当該市場の前営業日の市場価格を採用する。ただし、前営業日の市場価格の採用は3営業日を超えることができない。
- (2) 次に該当する場合は、修正係数をもって指数値の算出を行う。
  - ① 業務規程第11条第1項第2号に基づく構成銘柄に変更が生じたとき。
  - ② (1)の規定により、未着、未発表及び未確認の状態が3営業日を超えたとき。
- (3) 修正係数による指数値の算出は、構成銘柄を変更しようとする前営業日の指数値を使用する。

$$\frac{\text{旧構成銘柄による指数値}}{\text{新構成銘柄による指数値}} = \text{修正係数（小数点第6位を四捨五入する。）}$$